

第四章
委託の
方舟^{はこ}



人ある所ゴミあり，ゴミある所下請け労働者あり

1 排除策動はねのけ、組合管理貫徹

それは奇妙な一日であった。勝ったのか、負けたのか、分らない妙に落ち着かない気持で時間が流れて行った。

「強制排除」されずに「全員雇用」を確保したのは勝利であろうか。小母さん達は率直に喜んでいた。だが考えてみれば、「雇用」は当初から病院当局が約束していたのだ。組合が日世導入を拒否したからこそ、十日からの「自主就労」が始まり、島村市長がこれを「不法就労」ときめつけて勝手に排除しようとしたのである。

だが、たった一日が経っただけで、職場の空気は明るいものとなり、組合員は生々と仕事をしていた。

「この状態を続けることだ。ここで会社の言いなりになってしまえば、会社の都合次第で倒産や業者交代、ピンハネなどの不安が再燃してしまう。形の上では日世の従業員であっても事実上逆だ。組合が会社を選んだのであり、雇用させてやるのは組合の側なんだ。会社が考えている業務

と言いながら、暗に組合の敗北を示唆していた。

「従業員たちは同市職員組合などの応援で市に直接雇用などを要求していた。……市の態度は変わらず、職場を失う恐れが出たため、組合側が引き下がった形となった」(朝日新聞)

日世は恐らく勝ち誇ったように病院に乗り込み、「雇ってやる」という立場で、一方的な労働条件を提示してくるであろう。そうなっては組合員の相当の部分が再び「雇われ人」の考えに戻ってしまうであろう。この日の「雇用契約」をどのように結ぶか、組合にとっても会社にとって、今後の労使の力関係を決定する「正念場」であった。共闘会議は引き続き、総動員体制を敷いて、日世の来るのを今や遅しと待ち構えていた。

果せるかな、午前九時頃に病院に現われた日世は「勝者」のおごりそのままに、我が物顔で雇用契約を結ぼうとした。

午前九時、病院に現われた内海社長はエレベーターの横に貼られていた「解決のお知らせ」というビラを剥がし取った。それも「あいつらこんなもの貼り出しやがって、まだ争議気分であるのか」とわめくなり、乱暴にセロテープを剥がしたため、漆喰が剝れてしまった。そのビラを厚見管理課長に見せて、一しきり息まいたあと、内海は早乙女や川前らを従えて清掃員控室に乗り込んで来たのである。

内海らがそこで見たものは、清掃控室を埋めつくした共闘会議の労働者と組合員の姿であっ

た。学委労組合員たちの野次の中で、交渉委員であった市職の佐々木委員長が全員の立ち合いを要求した。

「話が違う。第三者は介入させず、従業員とだけ面接することになっているはずだ」

内海や早乙女はことの意外な成り行きに顔を真赤にしてがなり立てた。だが共闘会議側は一人人が越委労からの「交渉委任状」を手に振りかざして、交渉当事者であることを主張した。

「労働組合法の第六条を知らないのか。組合には交渉を委任することができるんだ」

「誰がこの間の清掃業務をやって来たんだ。日世じゃないぞ、組合と支援の俺たちが自主的にやって来たんだ」

「一杯はめられた。これじゃペテンだ。井上弁護士や高橋議員を連れて来い」と、わめき散らすと、内海らは控室を退出して副院長室に逃げ込んだ。

厚見課長から呼び出された井上弁護士が間に入って協議を重ねた結果、雇用契約は井上が全員の代理人として一括して契約し、その後労働協約を決めるための団交を共闘会議の立ち合いのもとで行うことになった。だが、井上弁護士が招じ入れられた副院長室は川前の手で内部から鍵を閉められ、井上が監禁された形となった。このため、部屋の外からこれに抗議した共闘会議が契約の場に押しかけ、自から作った「混乱」を口実に、日世は雇用契約も交さず病院を抜け出し市庁舎の中に逃げ込んだ。



日世は強硬に出てきた

日世が市長側とどのような協議を行ったか定かではないが、ついに日世は姿を見せなかった。山崎事務局長や厚見課長が市当局や日世と連絡をとりあったが、会社は固くなに共闘会議の介入を拒否して雇用契約そのものを拒否した。

共闘会議側もあえて交渉を求めず、会社の不当性を宣伝し続け、事実上の自主就労が再び続いた。学委労は勤務明けの若手警備を毎日交代で病院に派遣し「援掃」を続けた。紛争中はあちこち汚れが目立っていた病院の中も、日増しに元の清潔さを取り戻した。

「今月の給料はどこから貰えるんだろう」

「東京ワックスからのお金は貰えるんだろうか」

会社に雇われていないという不安、使用人感情をぬぐいさることは容易ではない。だがこうした状態の中で、徐々にではあるが職場の自主管理は具体化していった。今まで責任者に任せていた出勤簿、職場ごとの「業務日報」の作成なども、組合員の一人ひとりがやることになった。

五月二十二日、久しぶりに東京ワックスとの団体交渉が行われた。会社は古郡公恵社長の謝罪文を示し、全面和解を強く求めた。解決金の総額は七〇〇万円。但し、支払いは解決時に二

〇〇万円、それ以降は毎月一〇〇万円の分割支払いを認めた。清掃器材や交換手、守衛の細々とした備品や消耗品、制服など一切が組合に譲渡された。これによって、東京ワックス労働者全員が五月九日付で「円満退社」することになった。

日世との雇用契約が結ばれていない状態で東京ワックスを退社すれば、名実共にどこの会社にも属さない「不法就労」状態になる。市当局の出方次第では「強制排除」の策動が再燃する恐れがあったが、組合側は日世の雇用責任を明確にし早期契約に持ち込もうとしたのである。

五月二十六日、東京ワックス労働組合は臨時大会を開いて、名称を「越谷委託労働者組合（略称・越委労）に変更し、組合員の資格を「越谷地区に勤務もしくは居住する委託労働者」と改めた。この大会では水上美之作委員長を再選し、埼委労を脱退した二人の県立高校警備員を新たな組合員として認め、青木（前埼委労組織強化部長）を副委員長に選出した。

果せるかな東京ワックス労組が越委労と名称変更したのを機に、日世と市当局は再び越委労を排除しようとしてきた。病院紛争のその後の状況を民社党の船底議員から質問されて、島村市長は、次のように答えている。

「東京ワックス従業員が会社を退職し、越委労という横断組合を結成して、どこの会社にも雇用されない形で「不法就労」していると聞いております。このような状態は速やかに解決されねばならないと考えております」

市当局の考えていた早期解決は、越委労と日世との雇用契約を促進するのではなく、その逆に再び労働者を職場から排除しようとするものであった。

五月三十一日に病院当局の立ち合いのもとで行われた団体交渉において、内海社長は「越委労というようなどこの誰が従業員か分らないような横断組合の組合員を雇う訳にはいかない」と言い出したのである。さらに驚くべきことに、市当局まで「日世の企業内組合を希望する」と言い出した。自治体当局が委託会社の労使問題、組合の団結権そのものに支配的介入をするというおおよそ考えられない不当労働行為であった。「横断組合だから雇う必要はない」という思いつきが、島村市長そのものから出て来たのは明らかであった。

越委労はこれに対して「会社はなくても仕事が出る」と宣言し、労金から借りた二〇〇万円で用意していた五月分の給料を会社・当局の眼前でこれ見よがしに全員に配った。

三日後に会社側は「埼玉県地方労働委員会に相談した結果、このケースで越委労を認めなければならぬとは即断できないと言われた」と称し、団体交渉そのものを拒否して来た。

労働委員会に組合が問い合わせた結果、会社側の相談では雇用を前提にした業務契約の経過や内容をもった会社側が話していなかったこと。雇用前に労働条件に関する団交に応じる必要があるかどうかの問い合わせに対しての返答であることが分った。組合側の説明で事情の分った担当者「雇用義務があるなら、企業内組合であろうと横断的組合であろうと会社は団体交渉に応

確認書

株式会社 職労協働者 若働組合 代表
(旧東京7227若働組合)

1. 本日付 確認書に基づき、旧東京7227若働組合
(現職労協働者若働組合)から、本日付で雇用
契約を、志すべく申入 があり、且つ、組合の
名称及び、おき格の変更は、^社2012は、当然は、企業内組合
希望であること、本日時点では、交渉団体として認めら
れるため、検討を要するとして、本日付、雇用契約上、
志すことには、同意せん。

2. 職労協と交渉団体として、雇用契約を志すことか
どうなること、6月2日(月)に改めて団体交渉を
もつて回答致します。

昭和55年5月31日

株式会社 日世

会長取締役 内海 精雄

専務取締役 早乙女 重視

尚、本当否としては、旧東京7227若働組合、職労協とどう
名称をなく、企業内組合 ^社 (株)日世若働組合と
して雇用契約を、志すことと希望致します。

専務取締役 若働協 代表 若働組合 代表 若働組合 代表

岡谷市立病院

じねばならない」と、組合の正当性を確認した。

組合では直ちに、日世従業員であることの確認と就労権を求めるため東京地裁に「地位保全の仮処分」申請を行った。再び強制排除の構えに入った市当局の論拠を打ち破り、就労権を合法的に確立するためであった。

組合を代表して申請に行った水上委員長や馬場、大和らの誰もが初めて裁判所の門をくぐったのである。地裁民事部のある高等裁判所の古めかしい建物を見て、水上らは「身がすくんでしまう」「これじゃ普通の人間は裁判と言うだけでひるんでしまうね」と、口々に権威の象徴の印象を語った。

組合立憲の経緯 労組、地位保全 の仮処分申請

組合が市当局に対して強制排除を求めたのは、組合の成立が、この申請の提出後であった。組合の成立は、この申請の提出後であった。組合の成立は、この申請の提出後であった。

新会社は再雇用急げ

東京地裁に仮処分申請

委託人の19名
組合の19名

東京地裁に仮処分申請した。東京地裁に仮処分申請した。東京地裁に仮処分申請した。東京地裁に仮処分申請した。東京地裁に仮処分申請した。

を語った。

この訴訟は、翌日の日刊各紙に大きく取り上げられた。朝日新聞は「市議会で『不法状態を速やかにたす』など、自主就労の同労組員を排除する同市の姿勢が表面に出てきたため、地位保全の仮処分

を申請した」と、訴訟の背景を明確に報道した。読売新聞でも「三日開かれた同市議会病院特別委員会で、市側が労組員を強制排除する可能性を示唆した」と、島村市長の解雇策動を指摘し、市当局は社会的にその不当性を明るみにさらけ出されて窮地に立った。

この日、東京ワックスが五月九日の団交の席に持参して全員が受け取りを拒否したため、法務局越谷分局に供託されていた「解雇予告手当」を東京ワックスが取り下げ、一人ひとりに支払われた。

「この前、給料を貰ったばかりなのに、また一ヵ月分貰えるのかね」

「東京ワックスから臨時ボーナスを貰ったようなもんよ。今までまともにボーナスなんか貰ったことがないから良いんじゃないの」

小母さん達は率直に喜んだ。五月十日から十三日までの四日分については、日世との「雇用確認」以前のため組合からも立て替え払いしていない。紛争中は深夜の帰宅のためのタクシー代や食事の準備ができなかったりで出費が重った。日頃からつましい生活をしている者にとって、生活的にも苦しい日々が続いていたからである。

委託制度の下では、業者が年々変っても、従業員は何の補償もなく解雇される。良くても職場が確保されるだけで、解雇手当も退職金も支払われることはない。新しい会社は新規雇用とみなして、勤続給も昇給もないのが普通である。委託業界において「解雇予告手当」が支給されるの

は画期的なことである。このため会社側の出費は二〇〇万ほどになる。ダンピング、低賃金の慰謝料七〇〇万円と合わせて一千万の出血を東京ワックスは強いられた。定期的な業者交代の度に、解雇予告手当や退職金などを労働者が勝ちとっていけば、不当な競争入札によるダンピングの防止にもつながるであろう。

さらに同じ日の夕刻、全員に対して日世から「雇用契約通知」と称する内容証明と、「労働条件」を明示した速達が送られて来た。「雇用確認書」の破棄の不当性を報道されたため窮地に立った会社側が形式的にはあれ、「雇用意志」を表現しなければならなくなったのである。だがその内容は、一人ひとりを本社に呼びつけ、一方的な労働条件の下に雇用契約しようとするものであった。

「正当な理由なく来社されない時は雇用契約締結の意志なきものと判断し通告人がそれなり
の手続きを取らせて頂きます」

この威高丈な文面を見て、組合員の怒りは一層高まった。これでは「雇用契約と同時に労働協約を交わす」という解決時点での約束にも違反する。組合では山崎局長や厚見課長と交渉して、「井上弁護士に委任して一括して雇用契約を結んだ後、引続いて労働協約の交渉を行う」というところまで譲歩して、病院当局と雇用手続きの合意をみた。この席上、厚見課長から「三十一日

確認書

私は下記事項を、越谷委託労働者組合に述べたことを確認する。

5月31日(株)日世と越谷委託労働者組合との組合の中で、(株)日世は「雇用契約については組合の希望する横断組合は認められない」と検討する。と発言し、これはよって雇用契約が出来なかった。

6月3日、13時頃「企業内組合でなければ雇用契約が出来ない」と旨、組合に伝えたことを早之寺専務から電話で聞いた。

6月5日、11時30分頃、東京中央法律事務所へ行って、弁護士より「組合の形態の問題で組合を否定出来ないので、旨、言われた。

組合から5月31日、提出があった労働協約案の交渉は一度も行われたことはなく、それは雇用契約出来ないのであることはおかし。

越谷委託労働者組合

委員長 水上美之介 殿

1980年6月6日

越谷市立病院管理課長 厚見 英夫 殿

謝罪文

越谷委託労働者組合 殿

5月13日の団体交渉で「当社は企業内組合を希望するので交渉団体として認められたい」と検討を要するのを雇用契約を結ぶことではできない」と発言した。

同日「雇用契約を結ぶかどうかについて6月2日に回答し、3日に団体交渉を回す」と発言した。

6月3日、午前「企業内組合でなければ雇用契約が出来ない」と旨、貴組合へ通告した。

(一)と(二)については労働組合法に照らすと重大な同盟行為にあたる。5月31日付確認書及び(三)発言を撤回し、組合の名譽を損った点について深くお詫言います。

今後、不当労働行為は一切行いません。

1980年6月9日

株式会社 日世

代表取締役 内海 新 殿

話合いで、横断組合とは交渉しないと日世が拒否し、病院当局もこれを肯定するような発言をしたのは間違いであった」という謝罪があった。島村市長の言う「不法状態」の原因となった「越委労とは交渉義務がない」という会社・病院当局の論拠は、完全に崩壊した。もはや、日世には全員雇用を拒否する何らの理由も残されていなかったのである。

六月九日、事前の確認に基づいて集団的面接と一括雇用契約が事務的に行われた。井上弁護士が組合員全員の委任状を示し、公正証書を巻いて雇用契約にサインした。労働条件については「別に定める労使合意による労働協約に基づいて」という一札に従って、契約後直ちに団体交渉が行われた。

この団体交渉において、共闘会議は労使間の力関係、双方の立場を明らかにするため、この間の紛争について次のような総括を明らかにした。

「委託契約とは、本来委託者である自治体が為すべき業務を受託業者に肩代りさせようとするものである。もともと、自治体業務自体が公益的労務提供業である以上、生産・流通業と異なりそれ自体の生産的利潤はなく、下請け化された業務は自治体職員より安価な労働力によっておきかえられる。委託業務が本質的に労務供給事業（人入れ稼業）にすぎないのである。

電気技術者や電話交換手等の専門的技術といえど、その技術自体の価値やノウハウを会社が保

持しているものではなく、労働者自身が修得した技術であり、会社は単に「技術者」を派遣しているだけである。事実、電話交換業務においても、業務遂行に必要な機材はすべて自治体側が負担しており、会社も従業員も設備そのものには一指も触れることができないのである」

聞いていた内海のこめかみがびくびく動き、早乙女は何か言いたそうに口をもごもごと動かし、山崎と厚見は淡い表情である。「そうだ、そうだ」「一銭だって会社にやる金はないぞ」と野次が飛ぶ。安原は会社に対してだけでなく、組合員にも委託制度がなぜ間違っているのか、なぜ会社に頭を下げる必要がないのか分りやすいようにゆっくりと話を続けた。

「先ほど社長が今日からうちの従業員などと言ったが、とんでもない間違いだ。今日から日世を名義上の雇用主にしてあげるんだ。」

雇用の内味である委託事業の経済的実体は、労働者自体にあるからだ。日世が市と契約できたのもそうだ。労組結成によって東京ワックスが契約を解除して逃げだした。直営化を恐れた市当局が『どこでもいいから』と、県内外の業者に声をかけたが、ピンハネ余地のないことを知ったすべての業者は指名願いに応じなかった。組合と敵対してでも、労務提供を約束した日世が自動的に指名されただけだ。日世には年間七千万円の業務委託を円滑に行うだけの、社内体制も人員も就業規則もないことがはっきりしている。

要は我々の闘いが不十分であり、契約の強行を阻止できなかったため日世が業務委託を受注し



日世は最初から管理能力のなさをさらけ出した

たのであり、日世の正当な企業努力によるものではない。今まで人並み以下の賃金しか払えず、業者に二重契約や法違反せざるを得ないようなペラボウな委託料を押しつけ、労働者の必死の訴えをバカ野郎呼ばわりして、自分の独断を権力づくで押し通そうとした市長のおかげで、日世に落札されたものにすぎない。だからこそ、私たちが日世の下での雇用を拒否し自主的に就労してきても、委託業務には何の支障もきたさなかつたのである。

我々は現時点で力関係の結果、百歩ゆずって日世の委託契約を認めた。だがそれは決して日世の雇用権、事業権を無条件に認めた訳ではない。この一カ月余の経過から明らかのように、労働者の、労働組合の協力ぬぎに会社は業務契約を完遂することはできない。それは我々労働者自体の労務提供によってしか委託事業は遂行されないからである。

委託事業者はすべて、この本質的な構造をわきまえ、労務提供者に対して謙虚であらねばならない。その立場は五分と五分である。形だけ

の謝罪や、見せかけの待遇改善では労働者を欺すことはできない。この五年余の辛酸と血の出るような闘いによって勝ちえた委託料は、組合の同意ぬぎにビター一文も使う資格も権利も日世にはないのである。業務運営や管理体制についても同じ、業務の主体が労務者本人にあることを名実共に肝に銘じてもらいたい。このことを日世や市当局が正しく認識できるかどうか、この一年の委託業務の首尾がかかっていることを、今一度しっかりと腹に入れてもらいたい」

この総括は日世や市当局に対してだけ述べられたものではない。この二カ月あれ程の心苦を委託業者から味わわされながら、長年の習慣でつい会社の経営者に対して「お願いします」と頭を下げかねない小母さん達に、自分の立場をはっきり知って貰うためにも述べられたものである。

この一カ月間の姑息な組合敵視の目論見を完全に打ちくだかれた内海社長は、「どうも申し訳ありませんでした。これから組合と話し合って仲良くやっていきたいので、よろしくお願いします」と、潔く頭を下げ、この間の不当労働行為について謝罪文を書いた。内海は立場が違えば大いに争いもするが、自己の誤ちに気づけば潔く訂正する率直さも持っている。

「市長に言われて皆を追いつけようと努力したが、追いつけなかった以上、皆と仲良くやっていくしかない」というのが、当時の内海の心情であったという。

内海が率直に謝罪したため、労働条件の交渉はスムーズに運んだ。そして年間ベース約七千万円、五月十日以降の委託料約六千万円の内訳は、労使間で細かく協議のうえ決定されたのであ

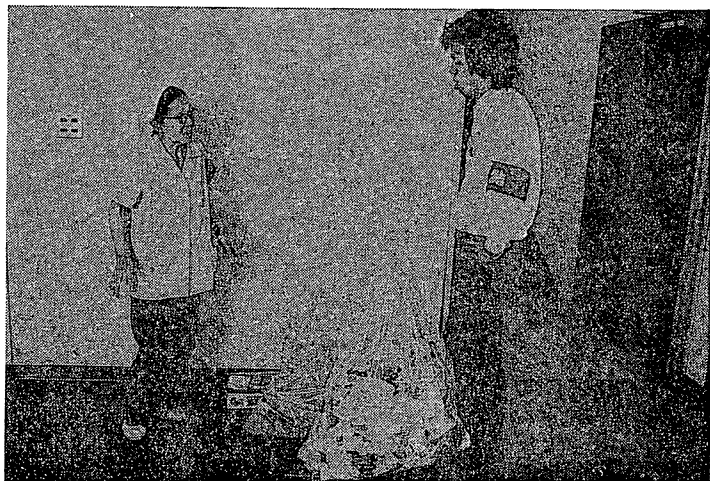
る。

大まかな労働条件としては、基本給は一律十万円の月給制にする。職務手当は平均一万円とし、勤続一年につき千円の較差をつける。電話交換手には一万八千円の技能手当、守衛には超勤代相当額の宿直手当を支給する。有給休暇は法定通りとし、過去二カ年分を本年度に消化する。

労働時間についても大幅に改善された。完全週休制（当時は月三日）とし、土曜は昼までとする。日曜・祭日の出勤については、法定割増分を支払い振替休日をとる。勤務時間は午前八時から午後四時半、午前十時と午後三時の休憩はいずれも三十分（当時十五分）とする。日曜については午後二時半終業とする。電話交換手については、この週四十一時間制に基づいて、午前八時半から午後六時まで、二名交代制とする。土曜・日曜については従来通り、土曜午前二名、土曜午後と日曜は一名で行う。守衛についても従来の変則勤務を大幅に改善して、連続勤務の解消を行うことが約束された。

このため、人員についても大幅に補充された。当初の清掃業務では定期清掃（洗いワックス）を除いて定員十八名と確認された。その後の第二回団交では、すべての業務を病院従業員が行うこととし、定期清掃要員と年給消化要員等を補充して二十一名定員制が確立した。電話交換手についても一名補充して五名体制、守衛についても二名補充して九名体制が協約化された。

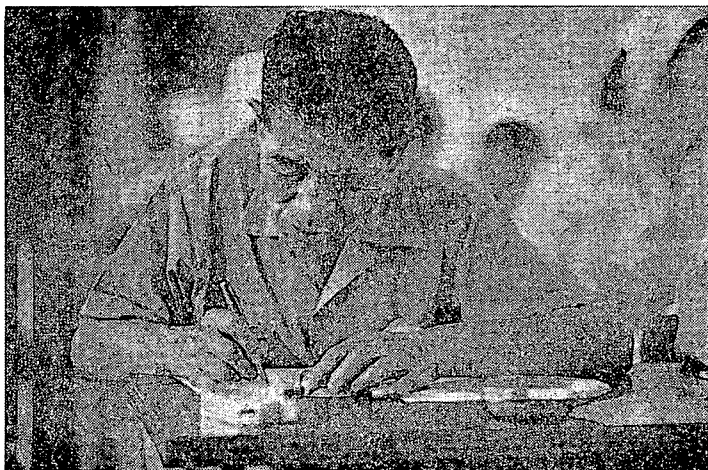
「これでやっと人並みの暮しができる」



自主就労も今日で終り「お手伝い、ご苦労さん」

「今までは幾ら身体が辛くとも休めないの無理をしてきたが、これからは少しは骨休めできるかしら」

小母さん達は率直に喜んだ。今までは月に三日しか休まずに働いても手取り七万円にしかならなかった。それが、完全な週休制になり労働時間も短縮されて賃金は三〜四万円の大幅アップになったのである。もっとも、今までは年収七〇万円以下ということで扶養控除の対象にならなかったのが、独立生計者して社会保険も完全加入となった。大幅な控除が行われて手取りは九万円そこそこにしかならず、実質的には二万円前後の賃上げにしかならなかった。しかし、年間償与は数倍（年間二カ月分）になり、年末年始の特別手当や生理休暇なども取れるようになり、委託労働者としては「破格」の労働



雇用契約書にサインする組合員

条件を獲得したのである。

これと共に職場の自主管理体制は今まで通り維持されることになった。現場責任者がいない分だけ、一人ひとりの責任と自覚が求められるようになり、協調と分担を強化せねばならなかった。

「この間の紛争で、苦勞してつくり上げてきた職場の自主管理を、もっと徹底化させ、会社そのものの組合管理を進めて、委託制度を骨抜きにしよう」

越委労と共闘会議は、この間の争議で勝ちとって来た「成果」の内味をこのように総括し、早くも次の目標に向かって動き始めたのである。

組合結成から「五・一四和解」に至る四〇日の戦いは、無我夢中の行動の日々であった。こ

れに對し十四日から六月九日までの一カ月足らずは厳しい心理戦であり、生活と仕事の場での塹壕戦であった。この「自主管理」をめぐる心理戦に勝ちぬいたことよつて、越委労は単なる「賃上げと雇用」を頭を下げて願ひ続ける受身の労働組合ではなく、すべての委託労働者の解放の一里塚となる積極的な地平を獲得することが出来たのである。

組合として今一つの大きな成果は会社側が計画していた管理体制を打破して、事実上の組合管理体制に一步を進めたことである。会社が指名した現場の総括責任者を拒否して、「市の交渉役としての現場代理人は認めるが、総括責任者は置かず、部門別責任者を各現場の中から選出する」という協約を勝ちとつた。

委託会社においては通例、会社を代表する現場代理人を委託者に対する契約上の業務責任者として置き、日常業務はすべて現場責任者に任せる。このため、後に問題となつた(株)ビルメンの現場代理人Tのように、事実上は社内請負いのような形で独立的な経営権をふるつたり、市庁舎の現場責任者Mのように個人的に事業所を思うままに左右する人間が生まれてくる。日世の場合のように、本社スタッフを現場責任者とする場合は、管理体制の強化が予想される。

いづれにせよ、会社側の意を体現した現場責任者、とくに川前のような下に対して傲慢なイエスマンを認めれば、職場の自主管理は損われ、労使関係はぎくしゃくする。組合は現場責任者の設置には実力で反対すると宣言して、会社もついにこれを諦めた。

2 運動の拡大と深まる矛盾

日世との雇用契約が結ばれ、労働協約が締結された翌日、戸田みやが入組した。戸田は以前に病院で働いていたことがあり、紛争中は笠原らが何度となく手伝ってくれるよう頼んでいた。だが、警察官の息子から反対され、「会社がないから給料は貰えない」と思い込んで、二の足を踏んでいたのである。

「解決したから樺沢さんから来るように言われたので」と、戸田は突然出勤してきた事情を語ったが、樺沢は組合を除名されて病院には来れないこと、人員の補充は組合推せん者でなければならぬことを聞かされて面喰ったようである。

「これからはどんなことがあっても勝手に休んだり、組合の足を引っ張るようなことはしない」と、戸田は皆に訴えた。もともとは同じひどい条件で働いていた仲間である。皆は心良く戸田を職場に迎え入れた。

そのほかにも、争議中から個人的に組合員に就職希望を表明していた松島ミエ子や草加の鉄工



新しく参加した仲間も越委労と命運を共に……

所で足踏みプレス工をしていた大塚与五太らの新しい仲間の参加があった。いずれも全員の面接で、職場や組合のことを詳しく話した上で会社へ推せんして採用を認めさせた。この人事権の把握は自主管理の大きな柱となった。

このように職場の自主管理が軌道に乗り始めたのと呼応するように、病院紛争の余波は思わぬ所へも広がっていった。

「ビルメンの人が組合に入りたいと言ってきてるんですが」と、大野キヨが六月末に報告してきた。越谷市の施設管理業務はもともと浦和市にある(株)ビルメンテナンス(柏崎福治代表)が一手に引き受けていたものだ。市立病院開設にあたって、当初見積り五、〇〇〇万円が入札したビルメン等に対し、埼玉県下でダンピング業者として悪名高かった東京ワックスや朝日ビル

管理などが四、三〇〇万円で入札し、東京ワックスに取られてしまった。だが、越谷市庁舎、社会福祉会館、東部清掃工場などはビルメンが長年にわたって独占的に受託してきた。大野や栗原はもともとビルメンの従業員であり、昔の仲間に病院紛争の話をしてきたのである。

大野の紹介で六月二十八日に越委労は初めて東部清掃工場を訪れた。この工場は島村越谷市長が管理者となって草加市、八潮市、三郷市、松伏町、吉川町の六市町が共同運営するゴミ焼却とし尿処理の工場である。従業員の大半が越谷市職員で、各市町が運営費を分担するものの越谷市の財政負担は大きく、人事権は事実上島村管理者にあった。このため、七八年に島村市長は清掃工場職員の身分を「組合職員」に一方向的に移籍しようとした。このため、清掃労働者は大衆団交や構内デモによって決起し、「組合採用→委託化」を阻止したことがある。

だが、この東部清掃組合には設立当初から四名の委託労働者がいた。工場の玄関ともいえるし尿・ゴミの計量所に各一名の男子。場内施設の清掃に二名の女子労働者がおり、長年の間低賃金で働き続けて来たのである。

「もともと計量の仕事は市の職員がやっていたのだが、一人で長時間にわたって計量所で缶詰めになって一日何百台もの車の計量・確認をやらなければならず、ノイローゼになってしまった。このため「単純労働」ということで委託に出されてしまったのです」

清掃従業員控室で当時ゴミの計量を担当していた折原は驚くべき「委託差別」の実情を明らか

にした。

清掃員の労働条件も著しく悪いものであった。病院の清掃員を下回る二、五〇〇円の賃金でこの春まで働かされていた。本庁舎では毎日二時間の残業が強制されるなど、労基法違反の行為が数々あった。

栗原、大野と共に四名の労働者と懇談した共闘会議の労働者は、ある意味では市立病院を下回る委託差別の数々にびびくりしたのである。病院紛争の勃発によって、この春から賃金こそ男子三、八〇〇円、女子三、〇〇〇円と二、七〇〇円に引き上げられたものの、様々な法違反はまったく改善されていなかった。

このため、病院での闘いとその成果を聞いた四名の労働者は、その場で組合加入を表明して、越委労東部清掃工場分会（分会長・田島辺之助）が結成された。

越委労では、直ちに(株)ビルメンテナンスに団体交渉を申入れた。病院紛争の経過を詳しく知っていた柏崎社長は、不自由な足をひきずって再三にわたって団体交渉に応じて「四名で月四〇万円の委託料の大半はこの春からすでに吐き出しており、組合の協力によって委託料が引き上がらねば労働条件の改善は



新加入の東部清掃分会員

難しい」とざっくりばらんな「労使協調」を申入れてきた。

共闘会議では、病院並みの労働条件の改善と過去の最賃法違反、労基法違反などに伴う逸失利益の補償を会社の責任で即時に行うことを強く要求した。

結局、四名の組合員については七日から日給を一律四、〇〇〇円とする。土曜半休、人員一名増、有給休暇などの条件を獲得した。本庁舎などの十八名の非組合員については、これに準じて十一月の労働協約締決後に改善されることになった。「過去の逸失利益については、合計八二万円が会社の支払い限度であることを組合は認め（要求二五〇万円）、その他のものについては市が会社に契約変更をして是正すべきものと考える」ことで合意した。

この労働条件の改善については、会社が要した費用は合計で八〇〇万円にもほり、年度末の補正予算で相当の部分が補てんされた。病院当局と同じように「財政合理化」の名のもとで委託料の引き下げが行われた結果、委託会社が様々な法違反を犯さざるを得なかったことが、ここでも判明したのである。このような違法な委託契約を平然として業者に押しつけてきた越谷市長を初め、自治体の財政担当者の「委託差別」の責任は重大なものである。

東部清掃工場の組合作りがスムーズに運んだのに対して、本庁舎・福祉会館の組織化は難行した。東部清掃分会員や越委労組合員が何度も足を運んだが、平均年齢で病院よりさらに年配者の

多い職場では、組合結成の話になるといつまでもお互いの顔を見合わせるだけであった。

当初においては、現場責任者のMが陰に陽に組合づくりを妨害した。現場代理人の高橋は老かいな管理者であり、義理人情を巧みについて「組合に入らなくても給料は上げる」と、小母さん達をつなぎとめた。もち論、何人かの小母さん達は、栗原や森田の話に心を動かしたが、何人かの男子従業員が固く組合加入に反対した。

「こんな年寄りが組合に入って赤旗ふるなんてみっともない」というのが、この考人達の口癖であった。病院の清掃員以上に、本庁の小母さん達は「男への従属」感が強かった。さらに、従業員の大半が市の福祉事務所の紹介でビルメンに入っており、「市のお世話になっている」という意識が強かった。

本庁の人々がためらっているうちに、東部清掃分会と会社の交渉がまとまり、十一月から労働者の待遇が大幅に改善された。「組合に入らなくても給料が上がる」という「成果」を眼の当りにして、本庁の労働者は組合を避けるようになってビルメン全体の組織化は頓座してしまった。

だが、八十一年、八十二年の労働条件の改訂に伴って病院や東部清掃分会との間にあった格差は、再び目立つようになって来た。会社側の細かな誤魔化しが増えて来たからである。特に本庁では、午後五時以降に事務室内の清掃をする関係もあって、毎日二時間の残業がほぼ義務化されている。この長時間労働の改善や社会保険の整備などは、労働組合によって団結しない限り改善

されない。島村市長の下請け合理化が年々厳しさを増している以上、「組合に入らなくても同じ」という甘い状況ではなくなりつつある。現に、本庁ではこの二年間で十名の人員が六名に削減されてしまった。

七月五日、越委労は「闘争報告集会」と題して、病院内で大々的な勝利パーティを開いた。この間、様々な支援を寄せてくれた越谷市職の組合員、水道臨職の検針係の小母さん達、看護婦を



勝利集会（上は市職・水道検針係、下は井上弁護士）

初め越谷地区労、越谷自動車教習所の争議団など地区の仲間も数多く参加してくれた。この日、結成されたばかりの東部清掃工場分会の紹介が行われ、ビルメンの中で頑張って来た森田が全員の割れるような拍手を浴びた。

病院闘争は表面的には「勝利」し、組織拡大も果しつつあった。連帯の輪も広がり、埼玉県下各自治体労働者からの激励や関心も高まって来ていた。

だが、この頃から内部的には様々な矛盾が目立ち始めた。最初の不協和音は、男女同一賃金に対する不満であった。東京ワックスではこの委託会社でもそうだが、男子や女子の中でも清掃経験者は一般の清掃員より賃金が僅かだが多かった。現場責任者や補佐は最下級の職制としての手当も与えられていた。

闘いの中では男女の肉体的差別や経験年数の有無は問題にならない。権力に対して必死で闘う者、会社にこびず仲間を裏切らない者に男女や経験の有無は関係ない。越委労では全体の大幅な条件改善の中で、一挙に男女同一賃金を実施した。だが、闘争の終結によって日常性が回復した時、長年の間につちかわれてきた農村型の男尊女卑意識が再び頭をもたげてくる。

「男たちが仕事が終わった後ビールを飲みながら給料の不満を言っている」という訴えが、清掃員たちから出て来た。確かに、同一労働と言っても、高い所に上がって蛍光灯をみがいたり、ワッシャーを操作するのはどうしても男達や若い小母さん達に頼ることが多い。少なからぬ力仕事も男たちが率先して引き受けていた。だがそれは闘いの中でも力ある者が闘いの矢面に立つようなもので、仲間からの尊敬や信頼の対象になっても、「金で差をつける」ことは許されない。

「女たちがどんな苦勞しているのか分っているのか」

「男たちだけで仕事が出来ものならやって見ろ」

激しい反発が女達から起こり、男達も「力ある者も弱い者も一致して協力するために」男女同

一賃金の原則を再確認した。

だがその一方で、何年も苦勞して昔から働いてきた者と比較的最近入った者や闘争後に新たに入ってきた者の賃金と同じではおかしい、という意見が出てきた。病院開設以来働いてきた者には女性が多い。彼女達の提案は男女の別なくベテラン達の支持を集め、「勤続一年について千円の格差」を職務手当につけることになった。在籍四年以上の者は一万二千円、新たに入った者は八千円というわけである。共闘会議では異論も出たが、市職労などは現実には年功序列制であり、長く働いてきた者ほど劣悪な労働条件で頑張ってきた人達である。「少しくらい慰勞的な差があっても良いのではないか」と、共闘会議では同意した。だが、電話交換手達は「共に闘ってきた仲間のうちで差はつけない」として、開設以来の三人と前年十月に入ったばかりの大和の給料に一切差をつけなかった。電話交換手では以来、増員や退職に伴う新規補充者も、一貫して同一賃金を守りぬいている。

「勤務手当での格差」を認めたもう一つの理由は、「ワックス解決金」の分配を巡って意見の調整がつかなかったからでもある。総計七〇〇万円の解決金のうち、二〇〇万円については将来の闘争準備金として積み立て、五〇〇万円を個人の労働債権および慰謝料として分配することになった。だが、この配分をめぐる最初からいる者と、ここ一、二年以内に入った者との間に利害の違いが生じた。

過去の「逸失利益」という点から見れば、長年いた者の債権額を多く考えても不自然ではない。だが組合づくりの最初は過去の債権を得るために結成されたものではない。過去の法違反や市の元請け責任を明確化するために東京ワックスに対する慰謝料請求を行ったのである。そして、数回の深夜団交も含めて東京ワックスに対しては、全員が一致して闘ったからこそ当初の三〇万円が七〇〇万円になったのである。在籍年数の多い少ないは問題にはなり得ない。

「でもストや自主就労の一番つらい時に出て来なかった人はどうするの。組合を脱退した権沢に権利がないのと同じように、解決してから出てきた者には貰う資格がないんじゃないの」という意見が出てきた。これは難しい問題であった。確かに権沢の面接によってここ一、二年のうちに入ってきた清掃員の大半が五月十日以降何日か休んだのは事実である。だが、それまでは病夫の看病などやむを得ない理由がある者を除いて、全員があらゆる行動に参加してきた。わずか数日やむを得ない心の動揺を誰が責めることが出来るだろうか。警察導入の危機はあったものの五月十四日以降も事実上の自主就労、市長の言う「雇用なき不法就労」は続いていたのであり、「借金してまで給料を貰うのは申し訳ない」と、鈴木ミネが嘆いたような不安な状態の中でも誰一人組合をやめる者がいなかったのである。

だが、この論争は金銭問題は苦手という共闘会議側の体質もあって、徹底的に切開し切れず、「ワックスの金が全部入ってから改めて考える」という中途半端な形で棚上げして後にしこりを



男も女もあるか……

残した。十一月末にワックスから最後の分割金が入金した時に、何の全体的な討議もなく、会計担当者が「当時の在籍者全員で平等に」分配してしまったのである。

次に大きな問題になったのは、「現場責任者」の権限を巡って起こった。闘争中の自主管理体制をさらに強化するために、「現場責任者は置かず、全員が自分の持場の責任者としての自覚を持つ」ことが確認された。だが、「形式だけでも現場責任者を置いてくれ」という病院当局と会社の強い要望で、委員長の水上が兼任することになった。このため、ややもすれば職場の日常的な段取りや調整を責任者に依存してしまうという風潮が出てきた。こうなれば、「責任者」の業務

上の権限や負担が大きくなってくる。それによって「責任者手当」の問題が出てきた。権沢やビルメンのMのような「責任者は要らない」、「全員で仕事を分担しよう」という意見が出されて、各病棟ごとに代表を出して「業務連絡会議」を開いて全体的な調整を行うことになった。

現在では、現場責任者は毎年交代し、組合役員との分離が原則化している。留任は避けて交代で皆が「責任者」になろうというわけである。

このような全体的な職場管理を巡る問題のほかに、様々な個

人的な問題も出された。「陰口が多い」「病院の職員や患者に対して仕事中の私語が多すぎる」「患者や子供に対する応待が乱暴で組合のイメージを悪くしている」「入院患者から貰った物を自分たち（のグループ）だけで分けている」等々。中には、組合内部の分断を図るためか、管理当局から公然と名指しで仕事振りや言動に対して注意が与えられる者もあり、清掃控室の中は重苦しい空気が漂った。

個人的な言動を全体の中で取り上げるのは勇氣のいることである。「批判⇄自己批判」の習慣のある若い労働者の集まりではない。長年にわたって上から管理され、不満の持っていきようもないため、従業員同士の間でも職場や相性によって幾つかのグループが生まれ、グループ化していないため全員から攻撃を受けやすい者もいた。「正当な注意や批判」がややもすれば感情的になり、それが新たな対立をかき立てることもあった。

個人的言動に対する管理課の陰然たる介入に対しては、組合はキッパリと抗議した。例えば、高齢の男子清掃員がレントゲン室の廊下を掃除していて、女性の患者からのぞきという誤解を招いたことがある。腰の曲った実直なSさんが「のぞき」などする訳はない。レントゲン技師や医師が内窓を通りかかっても気にしない女性が、「清掃員にのぞかれています」と病院当局に通報したのである。ここには明確に医師以外の委託労働者、清掃員に対する「差別の眼」がある。組合ではこれに抗議して、当局の差別感そのものを謝罪させた。

確かに、闘争解決後、委託労働者に対する見方は微妙に変わってきた。当初は、「低賃金で可哀そうに」という優越感と憐憫の入り混った表情で同情していた患者や一部の職員の中から、「高い給料貰って」という中傷の声が出てきたのだ。それが、個人的な仕事ぶりに対する批難とあいまって、組合員の耳にも届くようになってきた。

越委労では、これらの一連の問題のすべてを大衆討議にかけた。今日批判した者が明日は批判された。時には罵声や憤りの嘆き声が飛び交うこともあった。七月、八月の暑い季節に、じっとりと汗ばむ地底の控室の中で連日くり返された討議は重苦しいものであった。新しく入ってきた者の中にはいたたまれずに眼をそむける者もいた。だが、それでも越委労はこの苦しみに耐え、一人ひとりがお互いを認め合うまで討議を重ねた。

「ここでくじけたら、何のためにあの闘争をやったのか分らなくなる。これでは自分本位の我利我利亡者と同じで、自分が闘ったことの意味も一生分らぬまま、わずかばかりの成果をご生大事に抱えこむ惨めな人生に終わってしまう」

青木や水上らはこのように互いに励まし合った。聞きたくない話を根気よくほじくり返して、全員の気持がそれなりにようやくまとまりかけた時には、外はもう秋風が吹き始めていた。

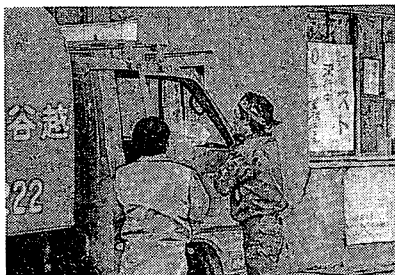
3 寒風来たる

□東部清掃第二工場下請け化

越委労の暑い夏はようやく終り、涼しい風が吹き出す頃には、組合員の顔にも再び生気が戻ってきた。東部清掃工場分会の対ビルメン交渉も十月の終りにはほぼ全面的な合意に達し、市立病院並みの労働条件を確保することが出来た。

この頃、草加市と八潮市との境に建設中だった東部清掃第二工場の運営を、下請け業者に委託するという話が伝わってきた。

越谷、草加、三郷、八潮の四市と松伏、吉川の二町の首長が理事となって運営されている東部清掃一部事務組合（管理者・島村越谷市長）では、し尿処理が限界に達し草加市に第二工場を建設していた。第一工場は四市二町が費用を人口割で分担し、越谷市の職員を派遣して運営されていた。第二工場においても、七八年三月に越谷市職と島村管理者との間で交わされた確認書で



全国的にも珍しい、委託化
反対のための下請けスト

は、八潮市が職員を採用して派遣することになっていた。このため、二市では職員採用の一次試験まで行っていたのである。

ところが八〇年九月二四日の理事会で、島村管理者が「第二工場を下請け業者に委託する」ことを突然提案し、強引に採択させてしまった。この提案は、東部清掃従業員はおろか、中島助役や管理職にも事前に知らされておらず、越谷市職では直ちに下請け化反対闘争を本格的に開始することになった。

越委労でもこの島村管理者の暴挙が問題になった。「このような自治体固有の業務まで下請け化されれば、委託労働者の直営化など夢のまた夢となってしまう」と、越委労では判断し、「第二工場下請け化絶対反対」を決議した。とりわけ越委労が問題にしたのは、島村管理者の一時の方便でか「二年間だけ委託化してその後には直営化する」というその場しのぎの発言であった。

二年後に直営化された時、それまで

働いていた委託労働者が市の職員として採用される可能性がなく、路頭に放り出されてしまうのは必至である。このように、下請け労働者を人として見ないという差別観は、越委労が結成された時、市役所でピラまきをした労働者に、頭ごなしに「バカヤロー」呼ばわりした姿勢と共通するものであった。

「私たちは、島村市長をはじめ埼玉県東部四市二町が未だに安易な下請け政策Ⅱ委託差別を続けていることに抗議し、新たな委託合理化を直ちに白紙撤回することを要求し、ストライキを十二月二十二日に行うことを決定した」(越委労ストライキ報告書)

越委労では、東部清掃分会(田島辺之助分会長)はもとより、市立病院分会の労働者も加わって、連日の職場討議や抗議集会にも参加してきた。十二月二十二日のストライキは当初、東部清掃の公休出勤拒否闘争に呼応し、当時市職が進めていた年末の物ダメ闘争を、計量ストによって支援せんとしたものであった。公休出勤拒否によりついに貯蔵槽のシャッターが壊れ、ピットの外にゴミの山があふれ出した。連日のマスコミ報道で管理能力のなさを問われた越谷以外の三市二町の首長は和解の方向に動き、島村市長は孤立した。十二月二十二日の公休出勤拒否を口火にして、年末年始にゴミの山が自分の町にあふれ出ることを恐れた三郷市長や草加市長は、何とか事態の收拾をはかると約束した。この動きを評価した越谷市職は二十二日の闘争を中止した。

だが、島村市長の委託差別を知りぬいていた越委労は、単独でストライキを決行した。午前八

時半から一時間半にわたって越委労は、学委労や水道臨職（検針・集金の個人委託）など越谷のすべての委託労働者と共に敢然として、し尿・ゴミの計量・搬入業務を拒否して「委託労働者による委託合理化粉碎」のストライキを、おそらく全国で初めて打ち抜いたのである。これは市職「自治労さえ抑えこめば下請け合理化は意のままだと考えていた自治体管理者にとっては、大きな誤算であったことと思われる。

だが、島村市長は実父の平市郎元市長が東部清掃の公害問題で市職・議会から追及されて辞任した私怨を晴らすべく、三市二町の反対を押し切って、正月明けそうそうの理事会で強引に下請け化を決定したのである。

□市職つづしの大弾圧

東部清掃第二工場の下請け化強行決定に反撃すべく、越谷市職が年始明けの闘争準備を進めていた八一年一月十八日、島村市長の命を受けた埼玉県警は大弾圧を開始する。

一月十八日未明、佐々木委員長以下九名の市職役員が、深堀秘書課長に対する「暴力行為・傷害容疑、公務執行妨害容疑」で不当にも逮捕され、厳冬の中で二十四日間もの間拘留されたのである。

この「深堀秘書課長暴行事件」は、巻末資料で明らかになようにまったくのデッチ上げである。

八十年秋期賃上げ闘争ストライキの前日、職員課長の結婚式に出席して酒をたらふく飲んで市役所に帰った深堀秘書課長が、酔にまかせて市役所に貼られていた市職のピラを剝がしたのが「事件」の発端である。

この現場を見つけた市職員が抗議したが、深堀は、抗議した市職員の声もきかずピラをはがし続けた。この正当な抗議活動を「暴行事件」にデッチ上げるべく、市長の指示(?)で市立病院に向かった深堀秘書課長は、通常の担当医の診断にあきたらず、別の医師の診断を受け、「二カ月の重傷」をデッチ上げたのである。

だが、この翌々日、東部清掃工場の下請け化に反対して市役所を訪れた越委労組合員は、ピンピンしていつもの通り罵声を浴びせてきた深堀秘書課長と口論したのである。この日、深堀はいつもの通り車で出勤し、越委労の前に包帯一つせずに現われた。二、三日前に深堀とささいなトラブルがあったと市職から聞いてはいたが、「二カ月の重傷」はおろか、かすり傷一つしていない、いつも通りの「元気なワンパク坊や」の姿そのものであった。深堀や県警察本部がいかに「暴行事件」をデッチ上げようと、深堀秘書課長の「無傷な姿」を越委労組合員が何人も目撃している事実を覆す訳にはいかない。越委労組合員が確信をもって、「事件はデッチ上げだ」と公言する所以である。

□女子職員首絞め事件

越谷市職に対する大弾圧に対し、越委労も全力をあげてこれを支援した。逮捕された市職員の老母の一人が越委労の清掃員であったこともあり、また「深堀暴行」がデッチ上げであること、を何人もの組合員が目撃しているだけに必死であった。

三月二十三日、「公害に反対する市民の会」や「不当弾圧被害家族会」の有志らと越委労は、独自に「第二工場下請け化」に執ように反対して市庁舎前で集会を開き、市長への抗議文を手渡そうと市長室へ向かった。

市長が不在ということで、秘書課員に抗議文を渡そうとしていたところへ市長が庁内から戻ってきて、市長室に入ってしまった。このため、抗議団は口々に市長に面会を求めたのである。「事件」はその時起こった。

「うるさい、お前らからの抗議なんて受ける筋合いはない」と、我鳴りながら出て来た島村市長は、市職役員で被逮捕者の妻であるTさんを見つめるなり、飛びかかって首を絞めたのである。

この突然の「首絞め」に周りにいた「市民の会」や「家族会」の仲間が抗議し続けるや、なおもTさんの首を絞め続けた市長を、越委労の水上委員長らが必死になって制止して市長を引き離したのである。



島村市長(右)は佐々木委員長(左)らを解雇処分

「なんて恐いことをする市長さんだ」

「おっかないよ、これじゃ何も市長さんに言われんようになる」

越委労の小母さん達は、「事件」の直後にもなお「胸がドキドキした」とこの時の情景を述べている。このためTさんは、市長を「傷害罪」で越谷警察署に告訴し、同時に損害賠償請求の民事裁判を起こした。越委労では水上委員長をはじめ、何人もの組合員が「証人」として法廷に出て証言する積りであった。

だが、島村市長は八一年七月十一日に浦和検察庁へ書類送検され、現場検証まで行われたにもかかわらず、八年三月二日、不当にも「不起訴」処分になった。

だが「真実は曲げることではない」。何人もの越委労の組合員が、Tさんの首を絞め上げた島村市長を見ていたのだ。いかに警察が島村市長とぐるになって、「在りもしない深堀への暴行」をデッチ上げ、「現実になつた市長の首絞め」を不起訴にしようが、二つながら越委労の多くの組合員が「事実の証拠」を目撃しているという事実を否定することは出来ない(巻末資料参照)。

□ 81年契約更新で再び解雇攻撃

相次ぐ弾圧の中、越谷市職は自治労本部や埼玉・東京周辺の各市職労の支援を受け、また職場末端からの怒りの声に支えられて必死で闘ってきた。だが、九名の分散留置に対する救援活動と組織防衛に全力を挙げていた越谷市職の虚をついたように、島村市長は東部清掃工場のほぼ全面的な下請け化を強行し、懸案だった昼休みの窓口業務開設をも断行したのである。

このような市長の強行姿勢を反映してか、八一年度の委託契約と雇用契約の更新にあたって、日世は新たな攻撃をかけてきた。

三月になって、再三にわたる団交要求を無視してきた日世は、市と隠密裡に委託契約を交わした。四月一日、清掃控室に前触れもなく現われた日世の管理課長松本和正は、小母さん達を睨みつけて、「今日から皆さんは日世の社員ではない。雇われたくない人はさっさと出て行ってもらいたい」と、威高丈に宣言した。

結局この発言は、松本個人の勇み足ということで会社側が謝罪して一件落着いた。だが、島村市長の威圧的な姿勢と会社側の攻勢が、小母さん達を萎縮させたのも事実である。賃上げは物価上昇率をはるかに下回る四パーセント・アップにとどまったが、「ストライキなんかやって首を切られるよりはましだ」という空気が職場に蔓延した。



弾圧1周年集会（上）越委労，埼学労（下）処分を受けた市職三役ら

八一年はそういう意味で越谷市職にとっても、越委労にとっても、市長の攻勢に押しまくられて、組織防衛に窮々とする一年でもあった。

この年の十一月の市長選に際して、市職も越委労も全力を挙げて島村再選阻止に起ち上がった。だが、越谷市職が推せんした黒田前市長は、当時の革新抬頭ムードもなく、保守陣営の島村一本化の強力なカネとカンバンによる選挙の前に、下馬評以上の大敗を喫することになった。保守市政を倒すには、従来の政党の連合による固定票の結集だけでは不可能である。越谷市のように市民の大半が「新住民」である新興都市には、それにふさわしい超党派的なフレッシュな人材と、それを支える強力な市民基盤があれば、かつての革新自治体ブームのように保守市政を打倒することは、今日でも不可能ではない。だが、組織防衛に追われる市職では、そのような「新しい波」を作り出すことは、出来なかつたのである。

市長選の大勝によって、島村市長は勢いづき、長期安定政権から中央政界入りの野望に燃えた島村市長の大攻勢が、八一年末から始まった。それは、「財政再建」を口実にした、全面合理化であり、越谷市職・越委労の基盤そのものを解体せんとする本格的な攻勢であった。

4 執ような人員削減攻撃

長く辛い日々の中に越委労の内部において、再び様々な内部矛盾が蓄積されていた。市長や会社側の力の大きき組合員にのしかかり、ややもすれば団結の力でそれをね返すのではなく、消極的な自己保身で嵐をやり過そうとする「庶民の処世術」が再び頭をもたげてきた。このような状況においては、職場や労働条件に対する不満は、会社や元請けである市当局に向かわず、内にこもってくる。

「あの人がいるから、市や会社から攻撃される」

「私は一生けん命働いているのに、適当にやっている人と同じ賃金では損だ」

「自分は特別だから皆と同じではつまらない」

このような意見が必ず出てくるものである。現に東部清掃分会では、一年の間に二人の清掃員が仲間うちから様々な欠点を追及されて辞めていった。確かに、職場の仲間から見て様々な欠点や誤りがあったことは事実である。だが、基本的に同じ仲間であるという認識、どこまでも仲間

を擁護しつつ欠点は相互に補い合っていくという作風が欠けていたことも否定できない。欠点をあげつらって、それを除去すればいいという考え方は、権力者や資本家のとる態度であって、労働者仲間がとるべき態度ではない。

だが、市当局島村市長の権力的なやり方を眼のあたりにし、消極的な職場防衛、自己保身に走れば、必ずこのような「内部粛清」の動きは出てくる。旧埼委労東一分会の若手組合員が、病院闘争支援の「やり過ぎ」によって、埼委労全体の弾圧を招来するという単純なデマ操作によって処分されたのと似たような構造が、そこにはあった。

一九八二年二月、島村市長や病院当局はこのような内部の乱れに乗じて、会社をそそのかせて新たな人減らし合理化攻撃をかけてきた。その発端となったのは、厚見管理課長の人減らし提案であった。

二月初め、八二年度の委託業務に関して話し合いを要求したのに対して、次のようなやりとりが組合と病院当局との間で行われた。

厚見 今年度に関しては、委託労組だけでなく病院の経営改善を全体的な原点に戻って議論するという方向の強硬な市長方針が出ている。要はすべてにわたって採算原点（損益分岐点）に戻して洗い直せというわけだ。とにかく今のままでは医療収支だけで年間十三億七千万もの赤字

が出る。皆さんが電燈を小まめに消してもらっているのは感謝しますがね、それじゃおっつかねえですよ。

組合員 電気だけじゃなく、暖房なんか暖かすぎる所のスイッチは消して歩いて、患者さんに憎まれ、どこまで病院に奉仕しなくても、と言われるくらいですよ。

厚見 それも感謝しますがね、累積赤字が三二億近くもあって、このままじゃ今年も五億くらい赤字が増える。こういう中ではとにかく、これ以上赤字を増やさないことが至上命令だから、皆さんにも我慢してもらわなくちゃね。

組合 それならそれで、組合に対して率直に赤字状況を説明して協力を求めたらいいじゃないか。話ほしない。人は減らせと一方的に言われても納得できないよ。

厚見 話さないというんじゃない、委託の人に話すのは委託の会社が言うのがスジだと。これは、市長がそう言うんだから、しようがねえで。委託の労使関係には絶対に介入するなと机叩いて言われたら、オラはお手上げだよ。

組合 じゃどんなことがあっても、市長は委託問題には介入しないという訳だね。

厚見 ああそうだよ。お前らがそういう所（話合いの場）へ出て行く自体が、間違っていると言われますよ。

組合 それじゃ今後はストをしようが、自主管理しようが、警察の力を借りて追い出すようなこ

とはしない訳だね。

厚見 警察の力借りるなんてことは我々（病院当局）が考えることじゃねえべき。労使の紛争によって、医療行為が実行出来ない場合どうするかという判断は、私は今は研究しなければ分らないよ……。

組合 医療行為が妨害されなければいい訳だね。

厚見 そうですよ。妨害されなければ労使紛争に介入する性格じゃないよ。することが違法であり、すべきものじゃないですよ。

この話合いで明らかとなったのは、

① 市当局は今後、委託労働者とは一切話し合わない。

② 市当局は今後、いかなる「覚書」も交わさないし、これまでに組合と交わした「覚書」や「確認書」はすべて反古にする。

③ 労使間の争議行為には介入しないが、医療行為の妨げになる場合は、介入出来るかどうか法的に検討していく。

④ 市当局は委託労働者の人員削減を考えているので、八二年度は委託料を上げない。賃上げしただければ人員削減せよ。そのために病院が少々汚れても構わない。

⑤ 事務当局には当事者能力がないので、市長方針の真偽については直接市長の口から聞いても

らいたい。

——驚くべき無責任・無節操である。管理課長や病院事務局長として、今までの委託差別、法違反の反省から出発して、「労使紛争」や「委託の在り方」「委託経費の節減」に前向きに努力しようという姿勢が、まるでかき消えてしまっている。

「これじゃなんのために山崎さん（前事務局長）が身体と職責を賭けて、委託問題の改善に努力したか分らない。（役人としての）人一人殺しておいて、あまりにも無責任じゃないか」。組合役員から話を聞いた市職の山本は憤慨に耐えないように言った。

二月二十四日、越委労は島村市長あてに右の真疑を問うべく「公開質問状」を発した。これに対して、深堀秘書課長は「そんなもの捨ててしまえ」「委託如きが来るところじゃない」などと、公務員としての公正義務に違反する差別発言をくり返した。

三月四日に「回答」をもらうべく市長室を訪ねた執行委員たちに対して、深堀に代わって島村市長が「うるさい」と、怒鳴りながら出てきた。「女子職員首絞め事件」が不起訴になったことが「大々的」に報道された翌日とあってか、島村は今まで以上に「恐い者知らず」の威高丈な姿勢に終止した。

「お前らとは関係ないんだ」「病院へ行けばいいでしょう」「（争議になれば）俺の方はきちんと

人減らし仕事減らしは市長から

自分はやっかり20%値上げ



市立病院の赤字や行政改革を口実に、島村市長は病院の人員減少を強行しようとしている。

昨年モ4%値上げ(実質値下げ)に泣かされた委託労働者には、委託料すえおき↓人員削減↓業務縮少の攻撃が行われている。賃金をあげてほしかったら、仲間の首を切れ。という訳だ。冷血無慈悲の島村ならではの腹立たしげな合理化か、公社提案」といふ形を押しつけられようとしている。

市長は二の首を切るのか



島村市長
と市長の
トクさん

経費削減のためには仕様変更し病院なんか汚れてもよい」と厚員課長や須賀事務局長は平然としている。

市長や特別取組の結核は昨未にお手盛りで20%をあげておいて、下請労働者の首切り賃金をえおきを提案するのは、人毛なげな厚員課長だ。私ぞちだけか我慢しなればならぬ理由を明らかにしてほしい。

すべての下請労働者は団結し低賃金を打破しよう

人減らし、仕事減らしがそれだけしたければ、自分自身のマイアツアか先代冠婚葬祭の花輪や祝金を配るのはやめ、公費の宴会を一切やめよ。公共投資の名をかりつて不当な土壌買上げはやめよ。議員や特別取組の人減らし合理化こそ先決ではないか。

公社を叩いている

公社は「加才定年で3名の人員減少」を提案し、組合員の猛反対を撤回したか「当局から強く仕様変更を業務縮少↓人員削減」を迫られようとしているという。合理化できない公社は要らぬというところか。

市長は「委託には公社があるぞし、市は関係ない」と言いながら、かやで公社に圧力をかけて人減らし合理化を押しつけようとしている。厚員課長や市の言う通りに「業務縮少」人減らしをやき届かなくならぬは次にモっと大巾な合理化が止まれば来る。その手は署名の焼きはまぐりだ。

すべての委託下請労働者は労働組合をつくり団結しよう

長年、低賃金で市立病院や清掃工場の中で
そうじ・電話交換・計量で働いてきた
越谷委託労働組 TEL 65-2211

法的に整理がつくんだ」「警察を呼ぶなんて軽い話だよ、軽い話」などと、終始くわえ煙草で、女性が大半の執行委員や組合員を喝しつけたのである。だが実際は、市長の足元は小刻みにふるえ、「秘書課室」の中へ入って、廊下で応対した特別執行委員の安原らに、「そこから一步でも入れば訴えてやる」「庁舎は俺の管理下にあるんだ、すぐ出て行け」とわめき散らす「小さな権力者」にすぎないのであった。

だが、このような島村市長の委託差別、高齢者切り捨て政策は、ついに委託会社からの「人減らし合理化案」となつて出てきた。三月十三日、かねてから社長の出席が確約されていた団体交渉の場に出席した松本取締役は、「七〇歳定年制」「定員三名削減」を骨子とした全面的な合理化案を出してきた。この交渉の中で松本は、「人員削減、能率給・職務給の導入は従業員からの要望」という、驚くべき発言を行った。

「年寄りが多くて若い者に負担がかかるという話が会社にあった。仕事のできる者とできない者が同じ給料では割が合わないという声が出ている」と、公然と組合員を中傷したのである。これに対して、組合員や支援労働者は口々に「誰が言ったのか」と迫ったが、「本人の名誉のためにそれは言えない」と、松本はあい昧な態度をとり続けた。

「そんなことを仲間うちから言う訳はない」

「年寄りだつてみんな頑張っている。皆が一生けん命働いているのは病院だつて認めているで

はないか」

「きれいすぎて困る。汚れてもいいから人を減らせと厚見課長が言うくらいなんだよ」

このようなやりとりは、三月十七日に内海社長が出席して開かれた団体交渉においてもくり返された。

「誰も仲間うちの告げ口をしたり、賃金に差をつけると希望している者はいないはず」

「みんな同じ給料でいいから、誰も首にしないで下さい」

口々に訴える組合員に対して、内海は「現場の女の人からではない」ということだけは認めたが、あくまで「密告者の存在」だけは主張し続けたのである。

「ワシがやめたらみんなの給料が上がるんだったら、ワシがやめたい」

鈴木ミネは泣きそうになって休憩中に青木に秘かに打ち明けた。

「何言ってるんだよミネさん、おばあちゃんがやめたら皆やめなきゃならなくなる。定年に近い人は一杯いるんだよ。今これを認めたら、来年はもっと大幅な合理化が出てくる。自分を責めるんじゃないくて、皆のためにも絶対やめるなんて言っちゃだめだ」

鈴木ミネは明治末に生まれて、小さい頃から人に言えぬ心酸をなめつくしてきた。戦後は「女土方^{どかた}」として鹿島コンビナートや新宿副都心の現場に多勢の女性労働者を率いて参加した。現在でも病気の老夫を抱えて、「生活をかけて」働いている。耳こそ遠いが、足腰も達者で、そのキ

ピキビした働きぶりは高齢の入院患者たちに大きな励ましになっている。元気で働く高齢者の姿が何よりも患者たちに勇氣と生きる希望を与えていることを、島村市長は考えたことがあるだろうか。医療というのは、薬と技術だけで成り立っているものではないのだ。

幼い頃から、地主の家の生まれ、我がまま一杯に育った島村慎市郎。彼が自分の養父にコップを突き出し、「水」と言うだけであごで養父を使い、井戸の水を汲ませてきたことは有名な話である。この生まれながらの「差別者」なら平気で自分の妻や母に対しても暴力をふるい、年寄りを持ち捨てる事が出来るであらう。

だが、さしもの「ハイエナ企業」日世の内海社長も人の子である。ガラスふきのアルバイトをしながら苦勞して学校を出て、高齢者と共にビル管理業一筋で生きてきた内海には、泣かんばかりに訴える老いた労働者の首を切ることはできない。

「働けなくなったら、自分で身をひきますよ」という痛切な訴えについて、
「分かりました。七〇歳定年制は撤回します」と、言わざるを得なかったのである。

眠れぬ一夜を過した清掃員たちは、翌日交渉員から「七〇歳定年制は撤回」という朗報を聞いて歓声をあげた。だが、詳しい交渉経過を聞くうちに、将来の厳しい見通しに再び緊張がみなぎりはじめた。島村市長の委託差別、高齢者いじめが続く限り、「人員削減、労働条件切り下げ」の

攻撃はくり返し、隠微な形で行われるであろう。

今年度の「合理化」が、組合の団結で阻止されたことが明らかとなれば、市長は「日世頼むに足らず」と会社丸ごと契約から外し、暴力的に組合をつぶし、会社ごと病院から叩き出すことを画策するであろう。「深堀暴行事件」をデッチ上げ、市職三役らを「処分」し、暴力的な合理化を強行してきた島村市長の姿が、越委労の一人ひとりにはっきり焼きつけられている。

だが、「恐れてはいられない」「大人しくしていればやられるだけだということがよく分った」と、全体会で一人ひとりが決意を語った。

「仲間を守り、自分の生活を守るために」越委労は、再び島村市長の暴力政治、差別政治に立ち向うことになった。

この二年間、様々なためらいや動揺はあった。今も一抹の不安はある。だが、「病院赤字解消」の大合唱が「超党派」で唱えられる時、まさきに賃金をおさえられ、首切りの危機にさらされるのが自治体の下請け労働者である。一人ひとりの労働者が改めてこの厳しさを身をもって知ったことが大きな成果であった。

事実、三月三十一日の契約更新の席上、内海社長は厚見管理課長（市長側近人事として庶務課長兼任）から、はっきりと来年度の「絶縁」を宣告されたという。

「議会や市長は、来年度はさらに大幅な合理化・経費削減を考えている。病院の委託事業費も二、三割の削減が必要だ。日世がこのような（人員と経費の）削減を出来ないなら、来年はそれの出来る新会社に代ってもらうしかない」

越委労の中でも高齢者の多くは、何の生活保障も財産も持っていない。「働けるうちは働き続けるしかない」典型的な明治生れの無産者である。これらの真面目に働き続けてきた労働者の生活と生きる権利を踏みにじることは、誰にも出来ない。いかに、島村市長や厚見管理課長が「委託切り捨て」を画策しようと、越谷市立病院にしがみついて生きていくしかないのである。

だが、来年度には、本書で記した以上の凄まじい合理化、厳しい闘いが宣言された。力及ばずとも、闘い抜くしかない。

行政改革の嵐吹きすさぶ委託差別の暗夜に、小さな「委託労働者組合」の旗の下に身をすり寄せた「委託の方舟」^{はこぶね}に辿りつくべき岸辺はあるのだろうか。

毎年毎年、全国各地の自治体下請け労働者の間にくり返される「委託騒動」の、これはほんの一つの例かも知れない。だがこの物語りは、「委託労働者組合」の旗ある限り、全国の自治体委託労働者たちの暗夜の一燈として語りつがれ、闘いつがれていくであろう。

（一九八二年四月五日 止筆）

〈資料〉組合つぶしをはねのけて

組合つぶしを

弾圧現地闘争の歴史

はねのけて



自治労越谷市職労反弹圧現地闘争本部
自治労越谷市職員組合

はじめに

八一年一月一八日早朝、埼玉県警によって、越谷市職員組合の委員長以下九名の役員が不当にも逮捕されました。自治労史上にも例をみない大刑事弾圧でした。そして、九名をとりもどすまで二四日間かかりました。三月七日には、副委員長以下三名が起訴され、三月三十一日には、反動島村市長によって、委員長以下四名に「免職」、四名に「停職」、一名に「減給」の処分が強行されました。

この弾圧・起訴・処分の一連の攻撃は、島村自民党市長と警察、検察権力が一体となった「組合つぶし」以外のなものでもありません。

東部清掃第二工場をめぐる「民間委託」阻止のたかいは、島村市長を完全に追いつめ、八一年一月の市長選挙での決定的な争点として、市民の前に現われることが必至となりました。これに恐怖した島村市長は、「合法的」に警察を介入させ、一気に組合つぶしをはかったのです。

越谷市職はこれに、負けませんでした。私たちは固い団結を守りぬきました。そして、現在、「島村市長打倒！ 裁判闘争勝利！ 不当処分撤回！」を

組織の総力をあげ、闘っています。

この小冊子は、これまでの越谷市職の闘いに対するお礼と、今後ますますの御支援、御理解をお願いしたく、作成しました。不十分な内容とは思いますが、私たちの闘う決意をお汲みとり頂ければ幸いです。

一九八二年一月

PART 1

不当弾圧の経過

1 突然の民間委託

「直営」か、それとも「民間委託」か。これが刑事弾圧の背景にあったものです。

八〇年九月二四日、東部清掃組合（管理者、島村越谷市長）の理事会が開かれ島村管理者は、越谷市職との間で七八年三月に合意した、新（第二）清掃工場の直営方針を、突然、全面業者委託に転換することを提案し、決定してしまいました。

越谷市職は、この一方的な「委託決定」の撤回を求めて四市二町六〇万住民に「公害のない街を！」

と訴える一方、一〇月から第一清掃工場では六波に及ぶ土・日超勤拒否という実力行使を背景に、業者委託阻止闘争を展開しました。

この闘いを有利に進めるなかで、一月六日には、「一部委託」の回答を引き出し、一月十日には、実質直営とも言える白石三郷市長の「解決案」提示までこぎつけました。

新清掃工場の「民間委託」は、他のすべての首長からも支持されず、島村管理者のスタンドプレーとなりつつありました。追いつめられた島村管理者は、このままでは八一年一月の市長選挙であぶないと判断し、ついに埼玉県警と一体となり、「組合つぶし」を実行するに至りました。

その口実が、ストライキを翌日にひかえた一月二七日、八〇年賃金確定交渉が妥結寸前までいった交渉の休憩時(夜九時頃)、結婚式帰りでしこたま酒を飲んで市役所に舞い戻った深堀秘書課長らが、酒の勢いを借りて、組合のピラはがしをしていたことに対する組合員の抗議でした。

2 つくられた傷害罪

ところが、数日後、秘書課長は、市立病院の医師を使って、「二ヵ月肋骨骨折」の診断をとり寄せ、

一月六日、越谷警察署に告訴したのです。もちろん、当人は一月二八日から休むことなく平常どおり出勤し、階段をかけ上がっている姿も皆見ています。

県警は、労使問題に公然と介入するため、二ヵ月も経った八一年一月一八日、集団暴力事件にデッチ上げ、「傷害と暴行」なる罪状で佐々木委員長以下九名もの役員を逮捕しました。そして、役員の大逮捕による組合の機能マヒ、「組合つぶし」を強行したのでした。

島村市長は、警察に役員を逮捕させた直後、この機とばかり一挙に「昼休み窓口業務実施」と「第二清掃工場の業者委託化」を強行してきました。

3 ねらいは組合つぶし

逮捕から二日目の二月七日、東部清掃の業者委託反対闘争の先頭に立っていた塩田副委員長、正木書記長、矢沢組織部長の三名を狙い、検察庁は不当にも起訴をしました。

また、当初の「傷害罪」では公判維持が困難とみて、逮捕時とは違う罪名に組合活動を思うがままに規制できる「公務執行妨害罪」を、あらたに付け加えてきました。これは、有罪となれば、禁固刑以上

処 分	氏 名	役 職	職 場
懲戒免職	佐々木 浩	委員長	福祉事務所
"	塩田 泰	副委員長	保険年金課
"	正木 敬徳	書記長	福祉事務所
"	矢沢 秀俊	組織部長	福祉事務所
停職(2カ月)	小曾川 文雄	執行委員	老人ホーム
"	玉生 芳明	青婦部幹事	財務課
"	山下 弘之	執行委員	市立病院
停職(1カ月)	道下 登一	執行委員	清掃事務所
減給($\frac{1}{10} \times 3$ 月)	野口 光一	執行委員	教育委員会

に処せられ、公務員の失職規定にかなう「首切り策動」でした。そして、佐々木委員長をわざとはずした起訴判断は、巧妙な「組合つぶし」といえます。そして、三月三十一日には、島村市長自らの手による「組合つぶし」の仕上げである、処分攻撃が逮捕者全員に出されたのです。

パート2

様々な闘いを経て

1 市職のプロフィール

一九五八年(昭三三)の市制施行時の約五倍の二万人にふくれ上がった、埼玉県東南部、都心まで電車で一時間弱のところと位置する、越谷市。職員数二六〇〇名。

この街に、あたり前の労働組合をめざして闘ってきた、組合結成二〇年になる越谷市職員組合があります。

越谷市職は、狭山差別裁判反対闘争を労働者の課題と受けとめ、あらゆる差別を許さないことを運動の基本にすえ、反動勢力と闘ってきました。

その成果として、差別・分断を排し、生活に根ざした、「通し号俸給与体系の確立」があります。また、臨時職員やパート職員の定数化闘争、現業職場の業者委託反対・直営化闘争あるいは委託労働者との共同闘争など、組織をあげて闘っています。

それと同時に、越谷市職は「住民の生活と権利」「健康と福祉」を守る闘いを地域の最先頭で闘い、地域に定着した労働組合として、確固たる地位を築き上げています。

市立病院を実現するための闘い、それに続く病院看護婦増員闘争は、全国の自治労の仲間からも注目されました。また、職業病闘争を闘うなかで、保育所保育の配置基準についても、独自の基準をつくり上げています。

越谷市職員組合は、水道委託職員と病院臨時職員を含め、一八五〇名です。そして、執行部、青年婦人部、現業評議会の三部で組織をつくり、県内で初めて誕生した、越谷市消防職員協議会とは、兄弟関係にあります。

越谷地区労には、副議長と事務局長を送り出しています。

2 自民党市長の登場

島村市長は七七年一月に登場しました。時あたかも公務員攻撃の真只中のことです。「技術屋で行政能力がない」「市長の器ではない」と言われながら現職黒田革新市長有利の予想を裏切り、不動産業者の後押しで、僅少差で当選を果したのでした。

島村市長は、父親が市長時代、黒田氏(当時市議)や市職に任期途中で市長の座を追われたという恨みをもっていました。そこで、市長として特段に打ち出してきたのが「通し号俸」の全面改悪、職場の廃



メガホンをふりあげ組合員に投げつけようとする市長、しらける部長たち

止や合理化などの市職攻撃でした。

就任直後の七七年一月末、すでに組合と島村市長との間で最終的合意のあった、「給与改定条例」の一二月議会提案を一方的に破棄したのです。その理由は、自治省から「指導文書」が届いたから、というものでした。このことは、翌日の大衆行動で撤回させましたが、労使の合意よりも自治省の指導を優先させる自民党市長の本質をさらけ出し、組合員から大きな不信を買いました。

3 身分移管反対で全面勝利

七八年に入っても島村市長の姿勢は改められませんでした。そればかりか、清掃差別を巧みに利用し、清掃工場の一三名の「身分移管」攻撃をかけたきました。

越谷市にある東部清掃組合は、越谷市から職員を派遣し運営されてきました。

ところが、島村市長は七八年一月

①市職員の派遣を解き、東部清掃組合独自の職員へと身分移管する。

②新規職員の採用は、東部清掃が独自に行なう。

という方針を打ち出しました。

これに対し私たちは、分限免職をすることであり、

賃金や労働条件の切り下げが起こる。清掃差別を行政自ら固定化し、助長させるものである、清掃行政の広域化を更にすすめるものである等の理由から、「身分移管反対」「清掃差別糾弾」「広域清掃行政反対」のスローガンをかけ、派遣続行の闘いに立ち上がりました。

東部清掃の仲間、これまでの管理職による職場支配や差別の実態への怒りを吐き出しながら、精神的な他職場オルグや署名活動を展開しました。

文字通り、「身分移管攻撃は、単に東部清掃職場にかけられたものではなく、全職場にかけられた職場廃止や委託合理化のスタート台であったのです。

島村市長は、私たちの声を聞くことも署名を受けとることも一切ありませんでした。

私たちは「身分移管撤回」を直接、東部清掃組合の理事会へ、申し入れることにしました。

同時に、建設が予定されている新(第二)清掃工場について、清掃事業のあり方からして、「直営」で行うべきである、と積極的に主張していくことになりました。

多様な戦術と大衆行動の結果、理事会と市職との大衆団交を勝ちとり、島村市長はついに、次のような確認書を市職と締結するに至りました。

組合つぶしをはねのけて

三カ月間闘いぬいた東部清掃の仲間、自分の生活を支える職場をこれまで以上に守り、向上させるため、労働安全衛生委員会をつくり、現業評議会を結成させる中心的な役割を担うなど、一人ひとりが「身分移管反対闘争」の自信を「仕事」の中に生かしています。

東部清掃第二工場の運営形態は、関係市町が職員を派遣し行なっていくことが、この時点で管理者、越谷市長、越谷市職員組合との間で明確に約束されていたのでした。

4 看護婦三七名増員を勝ちとる

越谷市立病院の看護婦確保は、はかどらず、開院（七六年）以来慢性的な欠員が続きました。そのため月八回の夜勤という採用条件さえ守られず、月平均一〇回以上という職場の実態でした。

現場の看護婦は、新潟県職労のニッパチ闘争に学び、「自分たちの健康と人並みの生活が守られなくては、患者さんにより良い看護などとてもできない」「自分たちの人間としての権利を守ることが、患者を守ることだ」と確信し、人員増を要求して起ち上がりました。

産休や育児時間、生休や年休などの諸権利が行使

1978年3月24日

確認書

本日の交渉において、下記事項について双方とも確認しあった。

記

1. 越谷市に所在する施設においては、現在の東部清掃組合に派遣をしている定数内で市職員を派遣する。
2. 新工場については、原則として越谷市職員の派遣をさせ、関係市町から職員を派遣するように理事会に提案する。
3. 東部清掃組合採用職員2名の市職員への身分移管については、本人の意思を十分尊重して決定していく。
4. その他については、市当局と越谷市職と協議して決定していく。

越谷市長	島村慎市郎
東部清掃組合	
管理者	島村慎市郎
自治労越谷市職員組合	
執行委員長	久保 正明

できるように、権利行使要員を含んだ看護婦大量採用による十分な看護体制を、と訴えるわたし達に対し、当局がとった「解決策」は唯一、患者にしわよ

せする「病棟閉鎖」という卑劣な手段でした。病棟を閉鎖して職員定数抑制、人件費削減を行ない、病院赤字を解消しようというやり方は、患者切り捨て、医療行政の放棄以外の何ものでもありません。

これに対し組合は、人員増で病棟の充実、入院待ちの解消をと、当局に提案しました。そして、夜勤制限という実力行使を決意し、増員実現のため一月から、病棟の看護婦は、月八回以上の夜勤はやらないと申しあわせ、自分たちの手で勤務表をつくり上げ、当局に迫りました。

しかし、島村市長には看護婦不足の実態を知ろうとする姿勢はまったくなく、組合との交渉打ち切りを病院当局に指示する有様でした。

一月一日には、病棟閉鎖の「院長通達」を出させ、同一六日には、事務職員、医師、管理職を大動員して点滴中の患者ごとベット移動を強行しようとしたのでした。(入院患者に何の説明もありません)しかも当日は、病院のまわりに警察機動隊を待機させていました。

しかし、現場の看護婦は、団結のスクラムを組み、体を張ってベット移動を阻止しました。

こうした島村市長のやり方を目の当りにした患者さんから「ベット移動反対の嘆願書」まで現われ、

入院患者を中心にした二日間で約五〇〇名の署名が組合に届けられる結果になりました。

夜勤なしの状態に突入する寸前の一月二日、やっと事の重大さに気づいた島村市長は、ようやく交渉の場を設定しました。

そして、権利行使要員を含む「三七名の増員」を認めさせることができ、約二カ月に及ぶ闘いに終止符を打ちました。

5 越谷版ウォーターゲート事件

島村市長の医療に対する無理解と強硬姿勢によって、暗礁に乗り上げた市立病院看護婦増員闘争を解決するため、七八年一月一八日、組合三役と助役との間で「トップ交渉」が助役室でもたれました。このトップ交渉を隣室の市長応接室で盗み聞きして、小型テープレコーダーに録音していたのが、深堀秘書課長です。彼は、島村市長に忠誠を誓い、「秘書課長」という役職を、あたかも市長の私設秘書でもあるかのように誤解し、立ち回ってきました。そして、保身と立身のためには、物事の理非、正邪を問うことなく、ただ市長に迎合するだけの人間でした。

このことを端的に表わしたのが、盗聴事件でし

覚書

一九七八年一月一日に行なわれた市立病院問題に関する交渉の際に、ひき起こされた事態に関して以下のとおり覚書をと리카わす。

記

- 一、甲は、誠意をもって団体交渉(助役交渉)に臨んでいた労使双方の姿勢を無視するが如き行為(交渉の隣室においての深堀秘書課長の盗聴行為)をしたことについて、心から陳謝する。
 - 二、甲は、今後の労使関係の正常化について努力し今後一切このような行為をしないよう当事者に対し、適正な処置を講ずる。
 - 三、甲は、問題のテープを責任をもって処分する。
 - 四、甲乙双方は、本件に関して当事者間に附随的に発生した事実に関して法的措置等の手続は一切とらない。また、責任は追求しないし不問とする。
 - 五、この覚書は、甲乙双方が責任をもって管理し、内外ともに公表しない。
- 一九七八年一月一九日

甲 越谷市長

島村慎市郎

乙 自治労越谷市職

執行委員長

久保 正明

(注) 市当局が、深堀課長に対し、なんらの「措置」も講ぜず、加えて不当弾圧処分にあつたため、あえて公表するに至つたものです。

た。トップ交渉に参加していた組合役員に発見されてしまった彼の行為を、島村市長も「盗聴行為」と認めざるを得ず、市長自らが覚書に署名をしなければなりません。

この七八年の盗聴事件で、島村市長が組合に文書謝罪をしてからというもの、深堀課長の組合敵視はますますひどいものとなりました。まさに、島村市長の組合弾圧を手助けするための尖兵になり下がっ

たのです。

労使間のトラブルの影に、つねに深堀秘書課長の姿がみられました。それにもかかわらず島村市長は、彼を温存してきました。この両者の関係こそが暴力事件デッチ上げの基盤だったのです。

6 確定闘争つぶしに妨害者を動員

七九年は春闘段階から「通し号俸防衛」を組織の最大闘争課題にすえ、自治省や自民党市長の攻撃に負けない体制づくりを旨しました。職場集会を精力的に開く中で、充実した年休闘争、強固なストライキ体制確立への自信が生まれ、いつでも大衆行動ができる組織をつくり上げました。

確定闘争の山場の十一月、島村市長は、保守系市議候補者や一部反動自治会長を動員し、第二波目の年休闘争に妨害を加えてきました。しかし、私たちは、この妨害をはねのけ年休闘争を貫徹し、統一ストライキを打ちぬきました。その結果、給与体系を守りぬき、七九確定闘争に終止符を打ったのです。

一方、同じような給与体系をひき同じ賃金水準にあったとなりの草加市職は、今井保守市長の別動隊である反動的「市民」組織によって給与公表攻撃がなされ、「一二月決着」から「三月決着」へと越

年を余儀なくされました。

こうして島村市長は、「通し号俸破壊の『信念』」を、市長選の前年の八〇年に向けたのです。

7 委託労働者と共同闘争

越谷市立病院で民間下請けされている労働者（清掃・電話交換・守衛）は、一日二、五三〇円（最賃法違反）、公休日月三日（労基法違反）、健康保険未加入（健保法違反）などという劣悪な労働条件で働かされてきました。

そこで、越谷市職などの支援のもと、八〇年四月四日、越谷委託労働者組合（当時東京ワックス労働組合）を結成しました。この組合結成を知った東京ワックス側は、即日病院当局に対し、契約辞退を通告し、逃げ出そうとしました。

その後の組合との団交に会社は右翼争議屋を使い、組合つぶしをねらいましたが、組合員と支援が一体となって、これをはねかえし、今までの労働者いじめを謝罪させ、ダンピング契約・ピンハネ分を「争議解決金（七〇〇万円）」という事で勝ち取りました。一方市当局には雇用の直接責任を追究し、直営化を要求して交渉を行っていききました。

ところが、業者優先・下請け推進の島村市長は争

議の原因が委託制度・競争入札制度にあることに目もくれず「新業者導入」に固執しました。あまつさえ、島村市長は自らの責任回避のため、新会社「㈱日世」と委託契約を結び、労働組合を結成した組合員を「市との契約会社が変わる」ことを理由に全員解雇しようとしていました。越委労は抗議のストライキを二日間打ちぬぎましたが、市長は秘密のうちに日世と委託契約を結んでしまったのです。

越委労は雇用関係のないまま仕事する自主就労闘争に戦術を切り替え、市長や会社のやり方のきたなさを訴えつつ職場を管理した。島村市長はこの闘いに激怒して、病院に警察機動隊を入れて越委労・支援を排除し、病院の中で大混乱を起そうとしました。

すでに市長に要請された機動隊が越谷署に待機しているなかで、五月一日夜から市職三役・社会党市議と助役・病院管理職で事態解決のため三日三晩の話しあいが続けた結果、全員雇用、労働関係法の遵守などの合意ができ確認書を取り交しました。

8 八〇確定闘争

八〇賃金確定では、さらに巧妙で強力な攻撃が用意されていました。初任給の引き下げと東部清掃の

「民間委託」(下請け化)がそれでした。

草加では今井市長によって三月に通し号俸給が改悪されていました。これを受け、越谷の保守議員から「草加でやれて越谷ができないはずがない」と迫られた島村市長は、正面突破を避けた中期戦略をかかげ、通し号俸給改悪、それも、初任給に照準を合わせた「復元処置撤廃」(初任給切り下げ)という巧妙な賃金体系破壊を画策したのでした。

越谷市の初任給は、七七年六月議会で、一号俸切り下げられました。その後、組合との交渉で、六・六短の「復元処置」を設け、通し号俸の賃金体系を守っています。

島村市長は、市職攻撃の尖兵である民社党議員なども使い、この「復元処置」を今年中に撤廃するようにと、六月議会で質問させたりしました。

組合は「復元処置撤廃」が、単に「一部」の新採用者の不利益ではなく、「全体」にかけられた賃金体系破壊、賃金引き下げ攻撃であることを、職場の仲間と確認しあいました。

時期を同じくして八〇年九月二四日、突如東部清掃第二工場が、全面的に「民間委託」されることを、私たちは知ったのでした。

こうして、八〇賃金確定は「賃金体系改悪阻止」

「第二工場民間委託阻止」の二大方針をかかげて闘うことを余儀なくされました。

私たちは、組合員の間に定着した年休闘争とストライキで「八〇確定勝利」を闘うことになりました。そして、団交を拒否して逃げつづけている島村市長に対する組合員の怒りはピークに達し、年休闘争二波目では、参加していた四〇〇名全員が、越谷駅から一つ隣の新越谷駅まで電車に乗り、島村市長がいるコミュニティーセンター会議場まで抗議行動を起しました。

第三波の年休闘争も成功し、また、東部清掃の闘いも現場組合員の実力闘争で圧倒的に有利に展開され、島村市長はとことん行政能力の無さを広く市民の間にさらけ出すことになりました。

ストライキを翌日に控えた十一月二十七日、全権を委任された新井総務部長は、午前一〇時すぎから組合側と精力的に交渉をすすめ、あとは臨時職員の手配を要求の詰めを残すところまで来ました。そして、午後九時頃に休憩をもつことになりました。

交渉会場から降りてきた組合員の前に現われたのが、酒に酔い組合のビラをはがしていた三名の管理職でした。

これに対して、組合員は抗議をしました。深堀秘

書課長（現企画課長）はビラはがしを自主的にやめたものの、自分のビラはがし行為の正当性を主張しつづけました。市民生活部長と財務課長は非を認め、すぐその場から離れました。

午前中から組合との交渉にあたっていた総務部長もかけつけ、事情の説明を聞いたうえで「深堀君あやまってくれ。俺の気持もわかってくれ。組合にあやまってくれ。」と、深堀課長をたしなめました。

ところが、深堀課長は総務部長の言葉にまったく耳を傾けず、無視する始末でした。八〇確定の決着をいそいでいた総務部長は、何とかこの場を收拾しなければならぬと判断し、組合に遺憾の意を文書で表明するということを約束し、組合も了解しました。そして、再開された団交の中で、妥結をし、八〇確定闘争に終止符が打たれました。

9 民間委託反対の闘い

東部清掃組合は、四市二町（越谷、草加、三郷、八潮市と松伏、吉川町）でゴミ・し尿処理を行なう一部事務組合として、六五年から越谷市内の第一工場で業務を開始しました。管理者は越谷市長、他の首長は理事をつとめています。

人口増により第一工場の処理能力がいっぱいにな

つたため、草加と八潮の境に、第二工場の建設を七八年頃から始めました。

第一工場は、越谷市で採用された職員を派遣し運営されています。第二工場についても、七八年三月に越谷市職と島村管理者との間でとり交された「協定書」に基づき、草加と三郷で職員派遣を行なうことになっていました。東部清掃組合議会でもこのことはすでに承認され、予算も組まれていました。そして、第二工場を勤務地とする条件で、両市では、職員募集がなされ試験も終わり、採用者の発表を待つだけでした。

こうして第二工場は八一年四月の完成・稼働を待つばかりとなりました。

ところが、突然、「協定書」も関係市の努力も、島村管理者によって、葬られることになったのです。

八〇年九月二四日、東部清掃組合の理事会が開催され、島村管理者は「第二工場は民間業者に委託」を提案し、強行決定してしまいました。この「直営」から「民間委託」への方針転換に、理事や東部清掃の中島助役をはじめとした管理職や清掃労働者は、仰天しました。

私たちはあまりに突然な「民間委託決定」に、た

だちに執行委員会を開きました。そして、次の観点から反対していくことを確認しました。

(1) 協定書を一方的に破棄することは、信義に反する。

(2) すでに、第二工場で働く職員が採用され、現在、第一工場で研修中である。

(3) 住民生活に直結した清掃事業が利潤を目的とした業者に委託されると、変なゆ着でゴミの不法投棄やし尿タレ流しなど、公害の心配がある。

(4) 入札制度により、さらに低賃金、無権利の委託労働者をつくり出すことになる。

そして、業者委託決定の「撤回」をくり返し要求し、島村管理者に団体交渉を申し入れました。しかし、私たちの再三再四の申し入れに対し、話し合う必要ない、と、拒否しつづけました。私たちはやむなく一〇月一五日から自治労中央本部指令を得て、超勤拒否の闘いに突入しました。

自治労埼玉県本部は、関係三市二町の職員組合を招集し、対策を協議し、四市二町六〇万人に真相を知ってもらうために、積極的な宣伝活動をとり組みました。一方、四市二町の社会党議員団が、越谷を始めとした首長に「民間下請け反対」を申し入れると同時に、住民宣伝を展開しました。

これらの行動により、ついに、島村管理者を除く
全首長が、「直営」の立場に立ちかえり、管理者へ
の説得に廻りました。

東部清掃の「民間委託」をめぐる労使紛争は、連
日、マスコミに大きく報道されていきました。「協定
書」を破棄したことや業者委託にこだわる理由がく
るくる変わることに ついて、各新聞論調も島村管理
者に不信を示していました。

現場市職組合員による超勤拒否闘争を背景にし
て、理事である三市二町の首長と東部清掃組合の中
島助役らが「理事会決定撤回」を、島村管理者にく
り返し説得しました。

こうした動きに対して危機感をもったのは、島村
市長をとりまく側近でした。次期市長選が一年後に
迫っていたことから、市長が市職から追いつめられ
ていると判断し、「市職に強硬に対応し、第二工場
の業者委託を強行しろ。そうしなければ二期目の選
挙は推さぬ」と保守系議員や市長側近は、島村市長
に威嚇をかけていました。

窮地に立たされた島村管理者は、前々市長であつ
た父親の轍を踏まないために謀略を考え出しまし
た。それが、組合つぶしでした。

(前々市長である島村平市郎氏は東部清掃の公害

問題で、市職の追及にあい任期中中で、辞任に追い
込まれた)

協定破棄が原因で起ったゴミ処理の停滞を焼却業
者を導入して超勤拒否闘争をつぶそうと考えたので
す。無論、市職の反対にあらうことを考えに入れ、警
官隊に守らせながらのことです。そして、その時
起ころであらうトラブルをフレームアップして刑事事
件にデッチ上げ、一挙に、「委託阻止」の闘いと市
職そのものをつぶそうと企てたのです。

ところが、この強行策は、現場の管理職とすべて
の理事から猛反対にあつてしまいました。そして、
島村管理者ひとりになんて任せておいたら事態の解決はで
きない、と判断した五名の理事たちは、管理者を除
いて会合をもち、三郷市の白石市長が中心となり、
紛争の「解決案」をまとめあげました。これが後に
マスコミから「白石案」と呼ばれ、長びいた第二工
場業者委託紛争を一挙に解決できるものでした。

しかし、理事会の席で島村管理者は、「皆さんの
考えは分りました」といい残しただけで、この案さ
えにぎりつぶしてしまつたのです。

この時、島村市長の頭の中に、刑事事件のデッチ
あげによる第二清掃工場民間委託強行突破のスケジ
ュールがすでに確定していたのです。

確認書

東部清掃組合第二工場の民間下請に関する本日の団体交渉で下記のことを確認した。

記

一、一九八〇年九月二四日の理事会で、従来の方針を突然変更し、第二清掃工場の民間委託を決定したところであるが、従来から清掃業務は直営化が正しいとの認識に立ってきているので、この決定については、東部清掃組合事務局一同反対である。

具体的理由として、

- (1) 清掃業務は自治団体の固有の事務であること。
 - (2) 市職員組合との確認書があり、これは相互に守るべきものであること。
 - (3) 第二工場建設に伴い、地元からの、職員採用についての経過があること。
 - (4) 直営方針に従い議会答弁してきた経過からみて、理事会決定は議会軽視につながることを。
 - (5) 民間委託は、職業安定法違反（人出し稼業）になり、技術的に見ても直営方式が良いこと。
- 二、民間委託反対の要望書を東部清掃事務局管理職連名で東部清掃管理者及び各理事全員に提出する。
- 三、委託を先行してゆくための一切の事務手続については、これを凍結する。
- 四、今井草加市長及び鈴木八潮市長と、市職員組合との話し合いの場を今月（一〇月）中に設定する。

一九八〇年一〇月二日

東部清掃組合

助 役

事務局長

技 監

管理課長

施設課長

越谷市職員組合

執行委員長

越谷市職現実業評議会

議長

中島与兵衛

会田 智彦

下平 一郎

植竹 佐吉

角田 義久

佐々木 浩

川島 勇次

反撃の闘い

一 組織防衛と救援活動

役員九名の大量逮捕という自治労運動、あるいは県内労働運動史上まれにみる大弾圧の中、県内九カ所(草加・越谷・春日部・岩槻・大岩・浦和・上尾・蕨・武南(鳩ヶ谷))に分散拘留された各役員に対する差し入れなどの救援活動は、市職を支援する地域の仲間と県本部・各拘留先市職の協力を得て、即座に万全の体制ができあがりました。

残った役員は「九人を一日も早く取りもどさせ家族の手に職場に・私たちのもとへ」を合言葉に団結を固めました。また、「いっさいの処分を許さない」ことを目標に反撃行動を開始しました。

加藤副委員長を委員長代行とする臨時執行体制を発足させ、全役員(執行部・青婦部・現評)が一丸となって、毎日ピラを発行しました。また、年休の役員が班を編成し、毎日、午前・午後と息つく間もなく職場に入りました。そして、拘留されている九名の様子を伝えながら、刑事弾圧のねらいと不当性

を訴え、組織動揺を防ぎながら、さらなる団結を訴えて回りました。組合事務所にもどってからは、その日の反省と弁護団から接見内容の報告を受け、翌日の行動を決め、確認し合ってから帰途につくという、寝食を忘れた生活がつつぎました。

警察は九名の逮捕にとどまらず、その後、一六名の役員に対し任意出頭攻撃と家族に対するいやがらせをしつこく繰り返し、団結の乱れをねらってきました。しかし、誰一人応じる者もなく、役員はひたすら組合を守りぬくことの一点に集中し行動しました。これを支えたのは、拘留されている九名のガンバリでした。

朝は九時から夜も十時を過ぎるまでという長時間の厳しい取り調べにも負けず、必死で闘いぬいでいる九名と残された役員の気持ちが一とつになることができたのです。

テレビや新聞で、役員逮捕を知った職場の組合員も一九日から九名の即時釈放のため自発的に、しかも積極的に行動しました。特に、逮捕された役員の職場を中心に、カンパ活動や差し入れなど、組合員の一人ひとりが不当な組合つぶしに負けられないという気迫をこめて動き出しました。

逮捕後三日目の一月二〇日の支援者会議(各職場

のまとめ役を中心にした会議)には、二〇〇名が参加し、組織強化のため職場連絡委員会づくりの方向性が出されました。

一月二日には自治労中央本部の中央執行委員会において、藤井副委員長を本部長とする「現地闘争本部」が設置され、沖縄市職の首切り処分撤回闘争とならんで、自治労一二〇万の闘いへと、大きく輪が広がりました。

自治労県本部の指導はもとより、県評地区労、社会党などの力強い支援によって運動はいっそう盛りあがりました。

全国の自治労の仲間をはじめ、支援労組・団体から組合と逮捕された役員・家族のもとに、激励のハガキや電報・手紙そして檄布も送り届けられ、勇氣づけられました。

一月二六日の拘留理由開示裁判傍聴行動(於浦和地裁、バス二台)を成功させ、ひきつづき同夜の説明会には六〇〇名の参加を勝ちとりました。そして、逮捕以来わずかな期間のうちに一七名の新規組合加入者を勝ちとり、組織動揺どころかむしろ組織の拡大に自信を持ちました。

一月二九日には第一回職場連絡委員会が二〇〇名の参加で開催され、九名の仲間の即時釈放と島村市

長が公言している「断固たる処置」を許さないための具体的な行動を決定しました。家族を中心に「島村市長に反省をもとめ、市職員九名の即時釈放を要求する署名」行動を決め、連絡委員が取りまとめ役になり、組合員一人に一枚渡し、一万人署名を目標にしました。

その結果、今までにない程署名の回収が良く、第一次集約(二月五日)の段階で七、〇〇〇名を越える署名を集め、翌六日に島村市長のところへ届けに行きました。

島村市長はどうしても受け取りませんでした。市長に対し、組合の組織力と市民とのつながりの深さをはっきりと見せつけることができました。この家族を中心にした署名活動は、刑事弾圧の不当性と島村市長のファッショぶりを、確実に、地域住民に伝えることができました。

また、組合員ばかりでなく、不当にも逮捕された役員・家族も「家族会」を結成し、島村市長に抗議するなど精力的に行動しました。

拘留期限の切れる二月七日は、四週五休制試行以來初めての土曜日の午後の集会でしたが、一、〇〇〇名規模の抗議集会和デモを成功させました。

当日、三名の起訴と六名の釈放(処分保留)が報

告されました。この三名起訴は、さらに巧妙な組合つぶし攻撃”でした。県警と島村市長は、三名の起訴と六名の処分保留により、組合活動全体を封じ込め、役員をいつでも処分（起訴）できると恫喝をかけてきたのです。

私たちは、三名起訴に対し、自治労弁護団と共に裁判闘争を闘いぬく決意を固め、また、今後予想される行政処分に対し、これを絶対に許さないことを確認しました。

二月九日には、夕方から、不当拘留報告集会をもち、七日に釈放された委員長以下六名の役員から、取り調べの様子について報告を受けました。

六名はそろって「組合役員をやめろ」ということが取り調べ内容のほとんどであった」と報告し、今回の刑事弾圧がまったく、組合つぶしを目的としていたことが、参加者全員の前で一層はつきりとさせることができました。

二月一〇日には起訴された三名も保釈を勝ちとり、一月八日の不当逮捕以来二四日ぶりに、ようやく九名全員を私たちの手にとりもどすことができました。

二 三・七大集會

二月二〇日に第三回職場連絡委員会をもち、一人の首切りも許さない団結をつくり上げ、「行政処分と職場合理化を阻止し、島村市長に打ち勝つ三・七大集會」を成功させるために、全力をそそぐことを確認しました。

二月二五日には「首切処分反対、二・二五団結集會」をもち、一八〇名を越える組合員が参加しました。

三月五日には、業務委託反対でストライキを打ちぬぎ、不当な首切り処分を受けた沖縄市職の照屋委員長を囲み、交流集会をもち反弾圧の闘いを学びました。

関東甲信越の三・七大集會は県評、地区労の支援もうけて市役所玄関前広場を約三、〇〇〇人の参加者で埋めつくしました。集會後のデモは越谷の労働運動史上最大のものとなり、市民の関心を集めました。

三 不当処分を粉碎するぞ

私たちは大衆行動の連続で団結力を誇示しました。が、三月三十一日、ついに反動島村市長は、佐々木委

員長、塩田副委員長、正木書記長、矢沢執行委員の四名に対し「懲戒免職」残りの五名の役員に対し「停職・減給」という、まったく不当な行政処分を強行してきました。一月一八日の不当逮捕に始まった組合つぶしの総仕上げとして、処分権を最大限に利用(濫用)した島村市長を、絶対に許せません。この処分強行により、私たちの闘いは「島村市長打倒・裁判闘争勝利・不当処分撤回」へと突入しました。

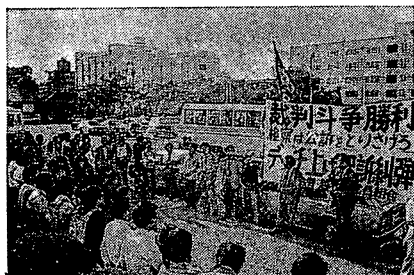
五月の第二〇回定期大会では、役員体制強化がはかられ、大成功のうちに終えました。

また、裁判闘争は、毎月一回のペースで進行し、常にバス三台を連らねて、浦和地裁まで傍聴にかけつけるとともに、浦和駅前で広く県民に呼びかけも行なってきました。

法廷にのぞむ三名は、これら支援者・家族会の人たちに支えられ、元気に闘っています。

私たちは、裁判闘争勝利、不当処分撤回の闘いを、組織の総力をあげて闘いぬきます。

長崎県福江市職・沖縄市職の不当処分全面撤回の勝利に続き、この闘いを私たちが日本の平和と民主主義、そして何よりも地方自治を守る闘いとして位置づけ勝利させます。



浦和地裁前で公判集会

同時に、私たちが越谷市職は団結を更に強化して、今後一切の組合つぶし策動を許さないことを全国の仲間の皆さんに固い決意をこめて宣言します。

これまでの公判経過

一九八一年(第一回公判)

五月二八日 冒頭意見陳述 不当起訴された塩田、正木、矢沢の三人がこの起訴は「島村市長と埼玉県警、検察が、当時清掃工場の民間委託と八〇確定をめぐって島村市長が孤立化した形勢を逆転しよう」と、図った権力側の弾圧である」と約二時間にわたって意見陳述した。

(第二回公判)

六月二八日

弁護団による意見陳述 自治労弁護団の鎌形弁護士をはじめとする五弁護士が、①埼玉県警の治安警察の体質の暴露、②公訴権の乱用、組合活動の正当性と市長の組合敵視などを陳述。

(第三回公判)

七月一四日

三警官に対する証人尋問 藤間敏(県警警備課)をはじめ、事件にたずさわった警察官が作った文書作成の経過、手続、真偽について尋問した。

(第四回公判)

七月二八日

検事側証人尋問 島村慎市郎(市長)「公務執行妨害罪」を成立させるために、深堀秘書課長のピラはがし行為に、市長命令があったことを強弁。

(第五回公判)

九月八日

検事側証人尋問 証人(島村市長)の都合で中止

(第五回公判)

一〇月二〇日

検事側証人尋問 深堀武夫(秘書課長) 市長命令を受けて、ピラは

がしをしたこと、結婚式の帰りでも酒に酔っていなかったと主張。三被告に「暴行傷害」の具体的行為をあらわすはめて、活劇風に供述。

(第六回公判)

十一月二四日

弁護側反対尋問 証人・島村慎市郎 市長のこれまでやってきた労使協定の一方的破棄等、組合敵視政策を背景に、ピラはがし行為の「公務」のあいまい性を追及。

(第七回公判)

十二月二日

弁護側反対尋問 証人・島村慎市郎 前回に引き続き、ピラはがしの「公務」のあいまい性を追及。又、深堀秘書課長が市長の組合敵視の尖兵の役割を担ってきていることを「盗聴行為」などの事例で明らかにした。

一九八二年(第八回公判)

二月一六日

弁護側反対尋問 証人・深堀武夫

※以降、浦和地裁での公判は月一回のペースで行われている。

越谷市職の闘いの歴史

(一九七七・三—一九七九・十二)

〔一九七七年〕

三月 一九七六年一〇月役員の大量辞任があり、組合の存続をかけて、六人体制で組織を立てなおす。三月に執行体制を確立。

七月 市立病院栄養科調理員、退職強要(首切り)問題。椎間板ヘルニアで手術をうけ入院、一九七七年六月に職場復帰することになっていたが、栄養科長から退職強要された。調理員Sさんは、組合とともに立ちあがり、七月十八日から、健康を考え外来受付の職場につくことになった。

八月 「退職勧奨」反対の闘い——76確定の中で出された「退職勧奨」実施について、七七年実施は阻止。制度化の撤回はできなかったが、強制、強要させない、実質希望退職制として認めさせた。

保育所定員闘争と職業病の闘い——「倒れる前に人員増」を合い言葉に定数基準を確立させ

せ、給食調理員を大量増員、保母を各個所に一名ずつの増員を勝ち取る。現在は、職業病に倒れた患者を中心に、審査会認定闘争を闘っている。

十一月 島村慎市郎市長、当選。組合敵視の攻撃始まる。

〔一九七八年〕

三月 東部清掃身分移管反対の闘い——東部清掃は、4市2町で構成されているが、越谷で職員を派遣している。それを、東部清掃が独自に採用し、派遣されている職員を身分移管しようとした。これに対し、工場内デモやステッカー闘争、大衆団交により、組合は、全面的勝利を挙げた。

八月 下水道処理場の闘い——弥栄処理場の塩素ガス漏洩事故を機に、安全対策と、複数配置を求めて闘い、職場環境の改善と複数配置を勝ち取る。

九月 市立病院の人員増闘争——「看護婦の夜勤回数が複数月8回以内」112.8体制が守られず、欠員状態が続いた。こうした中で、看護婦が立ちあがり、座り込み闘争、夜勤制限闘争の大衆的闘争に対し、警察権力導入の動きがあった

が、導入を許さず37名の人員増を勝ち取る。

十月 浄水場の廃止、「集中管理反対」の闘い——

浄水場の一部廃止、管理センターで遠方制御、集中管理の合理化攻撃に対して、集中管理反対、職場の改善、夜勤回数緩和の闘いを組み、4名の増員を勝ち取る。

市費事務補助員の闘い——職務内容の明確化、欠員補充などをかかげて闘う。学校事務部会を組織し、活動的部会として成長。

青婦部再建——七六年から一年半の機能停止があった。主に、レクレーション、文化、学習活動を行う。活動家が育っていく。

臨時職員の闘い——同じ仕事をしているにもかかわらず、臨時というだけで、労働条件が著しく悪い。臨職協を結成し、正職化闘争、労働条件改善、賃上げの闘いをする。

十一月 一時金削減、6・6短廃止、賃金体系（通し号俸）改悪に対し、大衆団交、3波の年休闘争（一回づつ三百人を越える参加）、ストライキを配置して闘う。保守系の市議候補、自治会長などが集会妨害に出てきたが、整然と行動し、78確定に勝利する。

〔一九七九年〕

一月 消防職員協議会の結成——団結権を奪われる

中で、労働条件改善のために立ち上がることもむずかしい状況の中、七八年から準備会を結成し組織化、関東で二番目の消防職員協議会を結成した。

二月 保育所、反所長の闘い——職業病認定闘争の

盛り上がり、危機感をいだいた市当局は、保育所に所長を配置することをもくろみ、市民の反対を押し切って実施する。それに対し、保育所職場委員を中心に、大衆的闘いで、職業病に対する当局の認識を変えさせ、病休代替期間の短縮、所長の権限を越える行為に対する摘発などの闘いを進めた。

十一月 越谷、草加の2市が一体となって、通し号俸改悪、一時金削減、6・6短廃止、人勸不実施等の攻撃をかけてきた。市職は、大衆的動員をもって市長への団交申入れ（3波）、年休闘争（3波）、初めての秋闘2時間スト（一〇〇〇人）、4時間ストを配置して闘い、通し号俸を守った。4時間ストの前に警察が動き、市民課職員の大部分に威嚇の脅迫の電話が入る。一月～二月にかけて、警察への抗議をする。

島村市長、傷害事件で書類送検される

七月十一日、越谷警察は、女子職員首しめ事件で、島村市長を「傷害罪」容疑で浦和検察庁へ書類送検しました。現職の市長が贈収賄などではなく、「傷害罪」で書類送検されたのは、全国でも越谷がはじめてのことです。

三月二十三日に事件が起きてから四月近くもたち、すでに市長室前で現場検証、加害者の島村市長をはじめ、藤倉助役、深堀秘書課長ら関係者の取調べを終えているながら、なかなか書類送検に踏み切れなかった事情を、警察では次のように言っています。

「選挙前なので慎重に取り組んでいる。」このことは、へたに動くとも市長に傷がつくとする警察の政治的意図がはっきりとかがわれます。

しかし、ゆるがせない証拠と、この事件を見守る市民のきびしい眼にさらえず、警察は書類送検にふみきました。

隠されていた書類送検

ところが越谷署は、これほど重大な書類送検の事実をひたかくしにしています。マスコミ関係者が知ったのは、書類

弥栄地区でビラを配った時 寄せられた市民の声

市長という公職についている人が首をしめるなんて、ふつうでは考えられないですね。大変なことですよ。この事件は、市長はどうして首にならないんですか。私たち市民は何ができるんでしょうか。
こんなこと許しておけませんよ。

送検後、五日もたった、七月十六日のことでした。

もし、私達一般市民が書類送検をされた場合は、警察はすぐに記者に発表して、翌日の新聞に報道されるでしょう。

権力をもった市長にだけは慎重に配慮した今回の警察のやり方は、公平さを欠いていると言わざるをえません。

熱い視線を検察庁へ

この事件は、市民と地域に働く人達が、東部清掃第二工場の直営を求めて市長に話をしようとした際、市長がいきなりそこにいたTさんの胸ぐらをつかみ、壁に押しつけて首をしめ、「頸椎^{首の骨}ねんざ、頸部挫傷^{首の骨の打撲}」の傷害を負わせたものです。島村市長は、市民が市政に参加する権利を認めないどころか、暴力でふみにじったのです。

今、ここで、島村市長の暴挙を許していけば、私達市民の生活と福祉のためにあるはずの市政が、市民の基本的人権まで侵す方向に流れていくでしょう。

私達告発する会は、女子職員首しめ事件をうやむやにさせないことが、現在の島村市長一人の市政を、市民全体の市政へと変えていくことになると考えています。浦和検察庁が公正な捜査をすすめるよう、市民一人一人が、厳正な監視役になりましょう。



島村市長の女性首しめ事件を告発する会

連絡先 東越谷5の1の24 倉川方
電話 047-020

あと書き——一九八二春の状況と展望

この物語は地方自治体の下請け労働者が、「下請け差別」「現業差別」にこり固った地方権力者に対して、膝を屈せず闘い抜いた記録である。

今日、「行政改革」の名のもとに、福祉切り捨て、弱い者いじめの政治が全国的に行われ、ますます激化していきつつある。自治体内部において、それは為政者たちの言う「単純労働」「補助的業務」の下請け化（いわゆる業務委託化）の推進として現われる。ゴミやし尿の回収・処理や、庁舎管理（清掃、守衛、電話交換・設備保守）などはもとより、住民票コピーや計算事務などの下請け化・外注化・コンピュータ化がどんどん進んでいる。

全国で何百万人もいる公務員労働者の労働組合は、業務の下請け化・委託化には反対しているが、合理化の大波を防ぐことは容易でない。まして下請け労働者を組織し、下請けの直営化を要求する闘いは、今日では極めて難しくなっている。

このため、未組織の下請け労働者の労働条件は年々悪くなるばかりで、合理化のしわ寄せを一

方的に受けている。高齢者や女性パートが多いことも条件悪化に拍車をかけ、今日では「高齢者事業団」や「管理公社」などによって、委託業者ぐるみで整理されるといふところまで来ている。全国どこのお役所や病院に行っても見かける「おそうじ小母さん」の多くが、このような不安定な雇用のもとに劣等な労働条件に苦しめられて働いている。

この物語は、そのような「おそうじ小母さん」と「電話交換手」たちの権力政治に対するささやかな叛乱の記録である。労働組合の活動経験はおろか、労働組合のある職場で働いたことのあることもほとんどいない。このような労働者が生まれて初めて、ピラマキ、デモ、座り込み、大衆団交などを無我夢中でやり抜いた。そして少しずつ、自分たちの労働の意義、闘うことの意味を知り、自分自身の人生の価値を考え直すようになっていったのである。かくて、今も続く職場の自主管理への長い困難な闘いが開始されるに至ったのである。

一九八二年度の委託契約は、三月三十一日ギリギリまでも継続した。島村市長が「委託料のすえおき」を指示し、「賃上げしたかったら人減らしをせよ」と大号令をかけ、「ストをするような組合は会社ごと放り出してしまおう」という強硬方針を掲げて、病院当局にハッパをかけたからである。そして「委託労働者と話し合う筋合いがない」「過去の市の組合に対する確認書や覚書きは（交すこと自体が間違いだだったのであり）すべて無効とする」という、問答無用の「委託切り捨て」を表明するに至った。

本年度の委託契約は、病院・会社の人減らし合理化を撤回させたかわりに、委託料・賃上げは一パーセントしかアップしなかった。だが来年度はもっと大幅な合理化攻勢は必至である。すでに市長は（組合に抵抗できない）委託会社を労働者もろとも整理し、市長のお好みの某私鉄系列のピンハネ会社を導入しようとしていると伝えられている。

そして、越委労が当然にもこれに抵抗し、（市と会社の契約解除後も）職場での自主就労を続けるならば、再び権力の手を借りて組合員全員を病院から叩き出そうとしている。厚見管理課長（本年度より病院庶務課長兼任）によれば、本年度も市長にはその意向があったのをかろうじて「時期早尚」として押しとどめたもので、来年度は「市長方針をおさえきれない」という。

負債三十数億の病院経営の悪化は政府の自由開業制と医療費点数出来高払い政策と、土木屋あがりの島村市長の見栄による過大な公共投資（医療より道路・施設を！）のせいである。そのしわ寄せをもっとも弱い立場の下請け労働者に一方的に押しつけるやり方を、越委労は絶対に認めないであろう。

八十二年度は、この物語に記された二年前の闘争以上の大闘争となるであろう。それは単に、越委労組合員の生活と雇用を守るだけでなく、全国自治体のとどまるところを知らない下請け合理化の天津波に抗する激烈な闘いの一つとなるであろう。それは明治近代化政府以来、百年間にわたって連綿として続いて来た「生産力・技術偏重の官僚政治」との闘いでもあるからだ。

「誰のための政治」「誰のための政府」「誰のための地方自治」か、が生活と労働の現場で生身を削る闘いとして、問い直されるであろう。それは、近代資本主義に対する「無告の民」の造反となるであろう。ささやかながら、越委労の労働者の闘いと命運を共にしてきた者の一人として、この「歴史的な闘い」の重さに身のすくむ思いにかられながら、「モップとダイヤルの叛乱・その一」の筆を置く次第である。

一九八二年三月三十一日

竹の子ニュース編集部（水輪三界）

モップとダイヤルの叛乱

定価1500円

1982年5月20日 第1刷発行

編 著 竹の子ニュース編集部
越谷委託労働者組合
協 力 自治労・越谷市職員組合
埼玉学校委託労働者組合

発行所 JCA出版

東京都千代田区神田神保町 1-42 日東ビル

〒101 電話03(292)0401 振替 東京7-147755

乱丁・落丁本はお取り替えます

0030-5555-3438